

博士論文

中国山東省沿海部農村における

資源管理の展開と今後の課題

－私営農企業の農業参入および輸出食品加工企業

による農産物の生産・加工・販売を事例として－

令和3年3月

王偉安

岡山大学大学院 環境生命科学研究科

目次

第 1 章 課題と目的	1
第 1 節 本研究の課題	1
第 2 節 本研究の目的と構成	8
第 2 章 中国農村部における農村労働力の地域間移動 の政策および農地制度の変遷	14
第 1 節 農村労働力の地域間移動に関する政策	14
1 農村労働力の都市部への流出に関する地域間移動 と戸籍制度の改革	14
2 都市部で就業する農村労働力の保護政策	18
第 2 節 農地制度の変遷	24
第 3 節 考察	28
第 3 章 私営農企業の農業参入による農地経営権取得 と生産組織・技術普及体制の構築	34

第 1 節 本章の目的	34
第 2 節 調査対象の概要	35
1 対象地の概要	35
2 対象企業の概要	38
3 経営権を取得した村の概要	41
第 3 節 農地経営権取得の流れ	44
第 4 節 生産組織と技術普及体制	49
1 技術普及体制	49
2 生産組織	50
第 5 節 考察	52

第 4 章 中国輸出食品加工企業における食の安全・ 安心の取り組み	56
第 1 節 本章の目的	56
第 2 節 調査対象の概要	57

1 対象地の概要	57
2 対象企業の概要	57
3 調査方法	59
第3節 食の安全性を確保する取り組み	59
第4節 企業と各ステークホルダーの関係	60
1 指定生産者との関係	61
2 政府および外部検査機関との関係	63
3 日本の食品メーカーとの関係	64
4 従業員との関係	64
5 まとめ	65
第5節 A・BとC社の経営比較	67
第6節 考察	70
第5章 中国輸出食品加工企業における経営者の 安全意識－AHP法を用いて－	71

第 1 節 はじめに	71
第 2 節 研究方法	71
1 研究対象	71
2 分析方法	74
第 3 節 結果	75
1 経営目標の相対的な重要度	75
2 各ステークホルダーと輸出食品加工企業の関係の 相対的な重要度	76
第 4 節 考察	77
終章 結論	79

謝辞

卷末資料

第1章 課題と目的

第1節 本研究の課題

中国において、1970年代以来、工業の発展と農業近代化の進行に伴い、農民（農家）の戸籍を保有しながら都市部に就職、移住している若年農村労働力が増加している（人民網 2019）。2001年に国務院は農村労働力の都市部への戸籍の転入や移動を認めた。このように、中国では、農村から都市部への人口流出が起こって（茆ら 2019, 鄭ら 2019）、2009年～2019年の間に、約6,100万人が流出した（趙 2018）。特に沿海部において、省間と省内にもかかわらず、農村から都市部への人口流出が多い（杜 2020）。若年農村労働力の離農・離村が進行しつつあり、労働力不足、農地の利活用は深刻な問題になっている（人民網 2019）。若者の都市部への流出、および高齢化が進行している農村部では、農地資源の利活用に向けた労働資源を確保できる仕組みの構築など農村部での資源管理のあり方が課題になっている（趙 2018, 葉 2020）。

表1-1に中国農業従事者数の推移を示す（中国農業従事者の定義：年間30日以上自営農業および農業経営体で農業生産・運営活動に従事している人（パートタイム労働者を含む）（中華人民共和国国家統計局による））。1996年～2016年の間に全国の農業従事者は約1.1億人減少している。地域ごとに見ると、東部は6,168万人、中部は5,716万人、西部は1,268万人減少している。1996年～2016年にかけて全国農業従事者数の変化率は全国の年率-1.49%に対して、東部は年率-2.63%，中部は年率-2.27%，西部は年率-0.06%になっている。山東省が位置する東部の農業従事者数の減少率は他地域に比べて高いことが分かった。なお、山東省だけのデータはなかった。

表 1-1 農業従事者数の推移（単位：万人）

	全国	東部	中部	西部	東北
1996 年	42,441	14,914	15,525	12,002	—
2006 年	33,879	9,249	10,017	13,927	686
2016 年	31,422	8,746	9,809	10,734	2,133
変化率 (2016～1996)	-1.49	-2.63	-2.27	-0.06	

資料：第 1 回・第 2 回・第 3 回農業普查

注：1. 2007 年以前の東北地域は黒龍江省、吉林省、遼寧省、秦皇島市、承德市を指す。2007 年「東北地域振興規画」の公布によつて、内モンゴル自治区のシリンゴル盟、ヒンガン盟、フルンボイル市、通遼市、赤峰市、を東北地域に編入した。2006 年以降「東北地域」という独立の統計になる。

2. 変化率（2016～1996）は 1996 年に対する 2016 年の年率を表す。

表 1-2 に農業従事者の年齢構成を示す。1996 年～2006 年にかけて主要な労働人口である 15～55 歳の農業従事者は約 27 ポイント減少しており、55 歳以上の高齢農家は約 15 ポイント増加している。2016 年には、農業従事者の 3 割以上は 55 歳以上の高齢農家であった。中国の農村部において、農業従事者数が減少している一方で、55 歳以上の高齢農家が増え、農業従事者の高齢化も進んでいる。

表 1-2 農業従事者数の年齢構成

農業従事者 (単位：万人)	年齢構成（%）		
	15 歳以下	15-55 歳	55 歳～
1996 年	42,441	1.25%	88.89%
2006 年	33,879	13.1%	61.9%
2016 年	31,422		66.6% 33.4%

資料：第 1 回・第 2 回・第 3 回農業普查

表 1-3 に全国の農地面積の推移を示す。全国の農地面積は、2000 年～2010 年にかけて減少し、2010 年～2015 年にかけて増加している。

2005年～2010年の変化率は年率-1.04%であるのに対して、2010年～2015年の変化率は年率2.15%になっている。内陸部の西部以外は、全国と同様に2005年～2010年にかけて減少して、2010年～2015年にかけて増加している。各地域について見ていくと、東部は2005年～2010年の変化率は年率-7.61%であり、2010年～2015年の変化率は年率3.32%になっている。東部の2005年～2010年にかけて農地面積の減少が著しいことが分かった。2010年～2015年に全国の各地域の農地面積が増加しているが、増加率は東部や全国に比べると小さい。

表1-3 全国の農地面積の推移（単位：百万ha）

	全国	東部	中部	西部	東北
2000年	118	—	—	—	—
2005年	112	59.3	29.7	23.0	—
2010年	107	39.91	29.0	37.8	0.29
2015年	119	47.0	30.5	41.2	0.30
変化率 (2005～2010)	-1.04	-7.61	-0.48	10.45	—
変化率 (2010～2015)	2.15	3.32	1.01	1.73	0.68

資料：

- 1.http://finance.sina.com.cn/worldmac/indicator_AG.LND.ARBL.HA.shtml (2020年6月13日参照)
- 2.中華人民共和国統計年鑑(2006 2011 2016)
- 3.全国農業普查統計公報(2008 2017)

注：

変化率(2005～2010)は2005年に対する2010年の年率を表す。
変化率(2010～2015)は2010年に対する2015年の年率を表す。

農村労働力が減少・高齢化が進行している農村部、今後管理できなくなる農地の増加が危惧され、農地、労働力など資源管理をする主体の育成・新規の参入が求められている。中国農業の資源管理に関する

先行研究では、農家による合作社に農作業受託料を支払い、委託されている農地が多くなってきた（普ら 2013）と指摘されている。なお、国営農場の農地は国営農場に属する職員に分配と入札による国営農場外の労働者に分配と、2つ分配方式がある（陳ら 2011）と指摘されている。

2000年代以来、農地資源の利活用および農業経営体の育成に向けて、中央政府は、農業の生産要素の中、農地・労働資源に向けた法整備を長年にわたって実施している。国務院による「省級政府耕地保護責任目標考核方法」が公布され、荒廃した農地の利活用や新たな農地の開墾等プログラムは、中国全土に強力に進められた（国務院公報 2005）。中国農村部において農地など資源の利用と保護の問題に向けて、党中央委員会は安定的かつ迅速な経済開発の促進と土地管理の強化を行政機関である国務院に求めた。具体的には、2009年に国務院の中の国家国土資源部は「保経済増長 保耕地紅線」（経済成長を促進、一定の面積以上の農地を守る）という方針を打ち出して、2020年までに、農地面積を1.2億haまで増加させることを目指している（土地資源網 2020）。さらに、2013年に、新型農業経営主体（専業大型農家、家庭農場、農民專業合作社、農業産業化経営の龍頭企業など多種類、大規模な経営）の育成を促進する政策を実施している。また、工商企業（股份公司、有限責任公司）による農地集積が許可（工商企業のうち、8割以上が私営企業である。中華人民共和国中央政府 2019），および農地流動の手順の標準化を推進している。しかし、この時期では、農地の請負権と経営権はまだ分離されていない時代であった。

中国の農地に関する権利は所有権、請負権、経営権、の3つの概念がある。農地の所有権は村民による集団所有とされ、農家は請負権と経営権を有している。農地の経営権は農地を占有し農業経営を行う権利（中華人民共和国土地承包法 2002）であり、農家は集団経済組織（行政村など）の成員として集団に土地の分配を請求することができる権利（中華人民共和国土地承包法 2018）。2014年の「中央1号文書」の公布により、農地経営権と請負権が分離され、農地の経営権の

みを移譲することが可能になった。また、農家の農地流動に奨励し、農家の農地流動に対する補助金制度が実施されていた。私営農企業による農業参入が容易になり、私営農企業の農業参入が急速に進んでいる（図1-1、図1-2）。

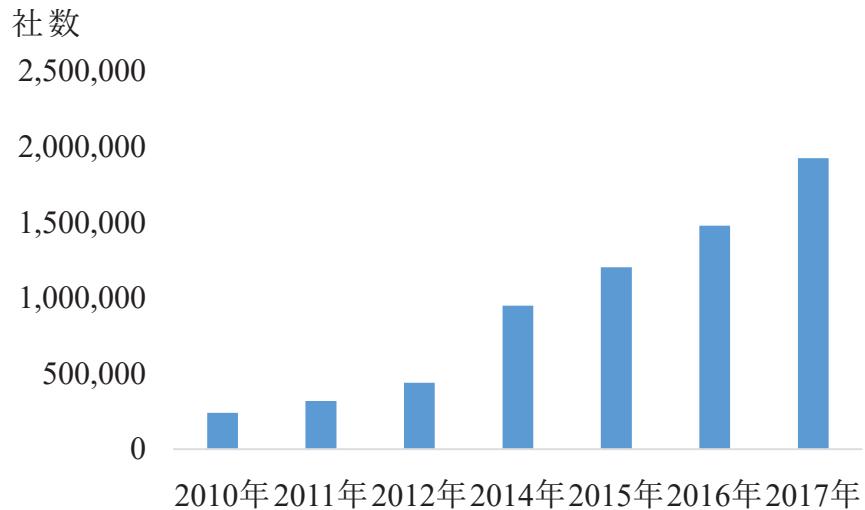


図1-1 中国私営農企業の推移

資料：国家統計局統計年鑑（各年版）

注：中華人民共和国国家統計局によると、2008年、
2013年、2017年以降の統計は第二産業・第三産業を兼
業している農企業の数のみため、本研究では略とする

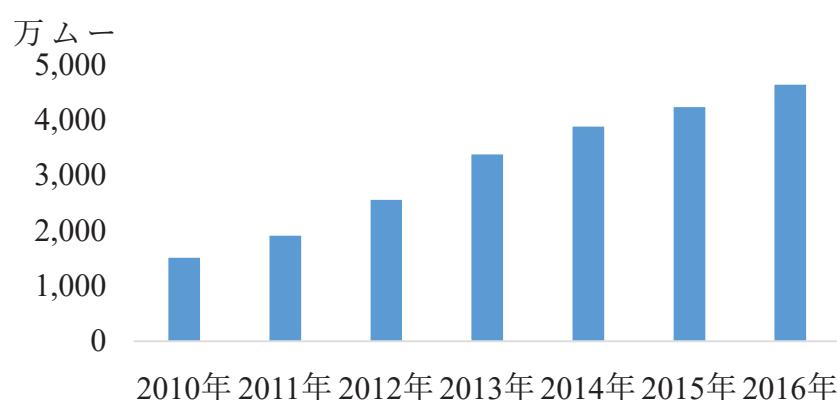


図1-2 私営農企業に移譲した農地面積の推移

資料：<https://www.tuliu.com/data/nationalWhere.html>
(2021年1月31日参照)

私営農企業による資源管理に関する先行研究に関して、土地・労働力の資源管理の新たな主体として、土地生産性の向上（何 2015）、農業の自立化への推進（苟ら 2015, 張ら 2017）、労働力資源配分のバランスの改善（陳ら 2017）、地域農業に対する支援機能（武ら 2019）など、私営企業の役割が重要であると指摘されている。最近、沿海部に位置する山東省では、輸出食品加工企業が輸出農産物の生産に関わり、大規模な農地利用に大きな役割を果す可能性がある（陳 2020）と指摘されている。今後、中国農村部における私営農企業や食品輸出加工企業による資源管理が重要になっている。先行研究では、私営農企業の補助制度（蒲ら 2020）、経営に与える外部要因（李 2019）など制度・政策の研究にとどまる。

農地資源の利活用、および労働資源の確保に向けて、農業や農業関連産業が盛んである沿海部農村では顕著な問題になっている。本研究では、中国沿海部に位置する山東省（図 1-3）を対象として、沿海部農村における資源管理に着目している。以下では、中国沿海部に位置する山東省農村部の位置づけを明らかにする。

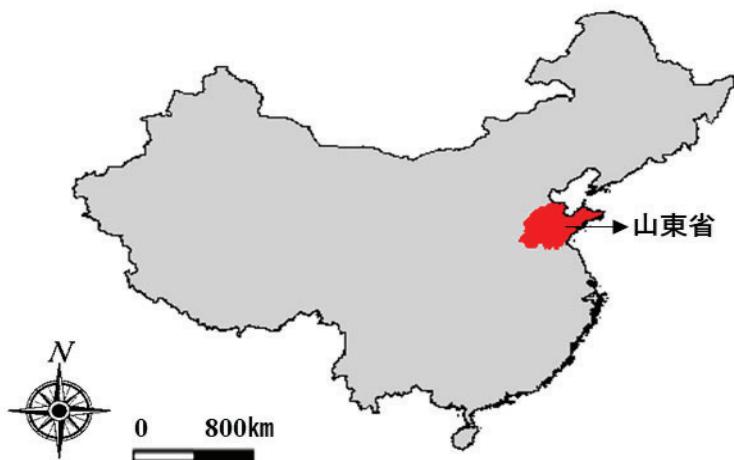


図 1-3 研究対象地

山東省は中国において有数の農業および農業関連産業が盛んな地域である。主な農産物として、山東省西南部は小麦、トウモロコシ、サツマイモなどの栽培が主であり、沿海部は果物（リンゴ、ブドウ、サ

クランボなど), 野菜, 落花生などの栽培が主である。主な輸出入港湾は煙台港, 威海港, 青島港, 日照港などがある。食品加工産業の出荷額は1兆7,159億元(2018年)で, 全国1位になっている(山東省食品工業改革開放40年新聞発表会 2018, 山東省政府新聞発表会 2020)。農産物輸出総額は1,150.3億元(2018年)で, 1998~2018年の20年間全国1位になっている(齊魯晚報 2019)。

表1-4 農村人口と都市人口の推移(単位:億人)

	全国			山東省		
	農村	都市	総人口	農村	都市	総人口
2000年	8.10	4.53	12.63	0.66	0.24	0.90
2005年	7.49	5.55	13.04	0.61	0.31	0.92
2010年	6.79	6.59	13.38	0.57	0.39	0.96
2015年	6.09	7.62	13.71	0.42	0.56	0.98
2018年	5.69	8.24	13.93	0.39	0.61	1.00
変化率(2018~2000)	-1.94	3.38	0.55	-2.88	5.32	0.59

資料:

- 1.http://finance.sina.com.cn/worldmac/indicator_SP.RUR.TOTL.shtml
1(2020年6月29日参照)
- 2.<http://finance.sina.com.cn/worldmac/compare.shtml?indicator=SP.POP.TOTL&nation=CN&type=>
(2020年6月13日参照)
- 3.中華人民共和国統計年鑑(2001 2006 2011 2016 2019)

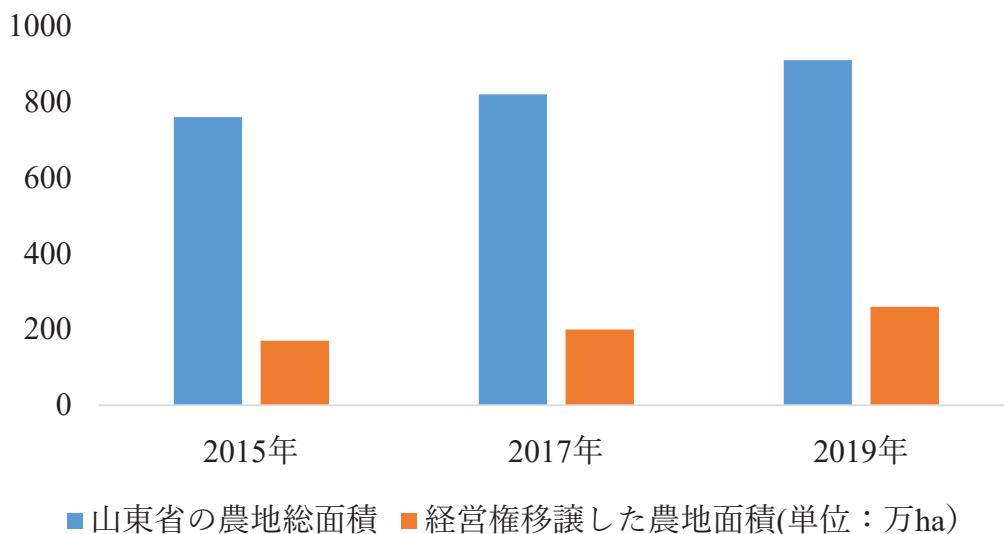
注:

変化率(2018~2000)は2000年に対する2018年の年率を表す。

表1-4に山東省農村人口と都市人口の推移を示す。全国の総人口から見ると, 2000年~2018年にかけて1.3億人増加している。農村人口は2.41億人減少し, 都市人口は3.71億人増加している。総人口の変化率は年率0.55%であるのに対して, 都市人口の変化率は年率3.38%であり, 農村人口の変化率は年率-1.94%になっている。全国の総人口と都市人口の増加に比べて, 農村人口が減少していることが分かった。山東省に注目すると, 全国と同様に2000年~2018年に総人口と都市

人口が増加し、農村人口が減少している。変化率から見ると、総人口と都市人口の増加率は全国に比べて大きい、農村人口の減少率は大きいことが分かった。

若者の流出や高齢化が進んでいる中国農村部では、農家による農地の維持管理が難しくなり、農地経営権を企業に貸し出すケースが現れています。図1-4の山東省における私営農企業に経営権移譲した農地面積の推移から見ると、2015年から2019年まで経営権を移譲した農地面積は170万haから260万haに増加し、山東省の農地面積の約3割を占めている。



■山東省の農地総面積 ■経営権移譲した農地面積(単位：万ha)

図1-4 山東省の経営権移譲した農地面積の推移

資料：

<https://www.tuliu.com/read-43815.html>

<https://www.tnj.net/searchview/xj15/GDMJ/login.aspx>

<http://epaper.hezeribao.com/shtml/hzrb/20171202/388406.shtml>

(2020年6月13日参照)

収穫された農産物はそのまま国内で販売するより、輸出食品加工企業によって製品加工し、より高い価格で海外へ輸出することで、付加価値が農村地域に留まる可能性がある。そのことによって、農業部門の収入が増加し、若者が農業に魅力を感じることにもつながる。しかし、近年の輸出食品の不祥事（表1-6）が頻繁に発生しており、輸出

食品加工企業による農産物の生産・加工・販売に関する資源管理が課題となっている。

表 1-6 輸出食品の不祥事

	不祥事	輸出先
2006 年	ホルムーアルデヒドスルホキシル酸ナトリウムが検出した春雨	香港 アメリカ
2012 年	ホルマリンが検出したキムーチ	韓国
2012 年	ノロウイルスが検出した冷凍イチゴ	ドイツ
2014 年	期限切れの鶏肉を使用したナゲット	日本

資料：

春雨：

<https://web.archive.org/web/20070128131046/http://health.enorth.com.cn/system/2006/12/08/00148460>

キムーチ：

http://news.livedoor.com/article/detail/8104869/?utm_source=m_news&utm_medium=rd

イチゴ：<https://www.recordchina.co.jp/b65270-s0-c30-d0000.html>

ナゲット：<http://gigazine.net/news/20140725-husi-meat-scandal/>
(2018 年 11 月 14 日参照)

第 2 節 本研究の目的と構成

以上のように、中国農村部における農業問題を明らかにするために、農業の資源（生産要素）の中でも、農地と労働力に視点をおいて整序を行った。全国の農地面積は 2000～2010 年にかけて年率 1.04% で減少していたが、2010～2015 年にかけて 2.15% で増加していた。後者は、国の政策によって、荒廃した農地の利活用や新たな農地の開墾が強力に進められたことによる。他方、農村人口と農業従事者数は、2000 年以降、年々減少している。また、2016 年に、農業従事者数の中でも、3 割以上は 55 歳以上の高齢農家であった。それ故、農村部の農地、労働力など資源管理をする主体の育成や新規の参入が求められることがある。現在、農業の資源管理の主体として、企業の役割が注目されて

いる。しかし、企業による資源管理のメカニズムおよび役割が明らかにされていない。そこで、本論文では、中国沿海部に位置し、食品加工産業の出荷額等農産物輸出総額が全国1位の山東省を対象として、現地調査に基づき、私営農企業による農業の新規参入および輸出食品加工企業による農業への関与の事例を取り上げ、資源管理のメカニズムおよび役割を明確にすることを目的とする。

本研究で用いる農企業の定義は、農地の利用がある場合、狭義の農企業であり、A・B社が該当する。農地の利用がない場合、農業関連産業も広義の農企業に含めて、C社が該当する（図1-5）。

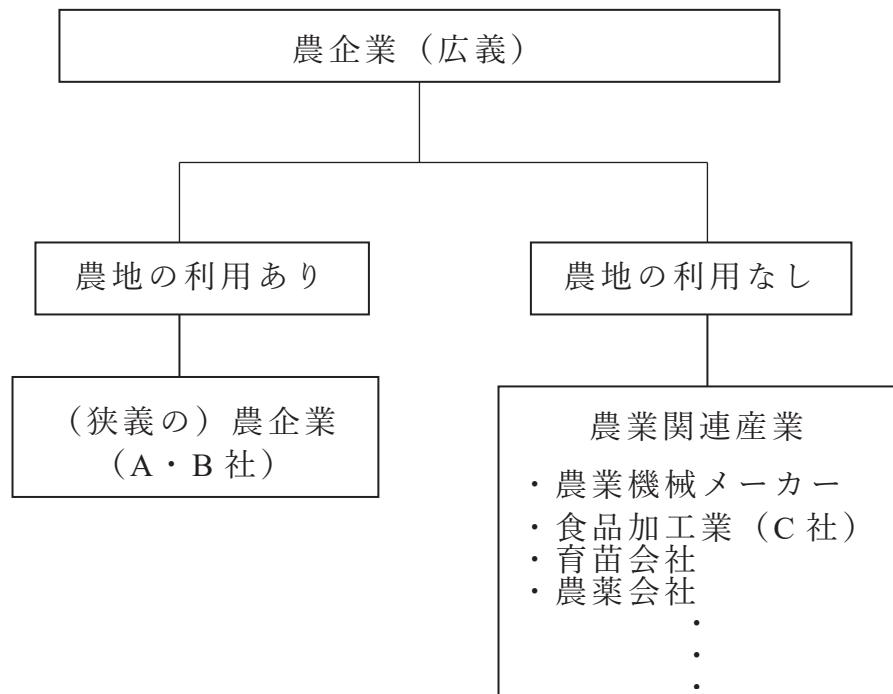


図1-5 本研究で用いる農企業

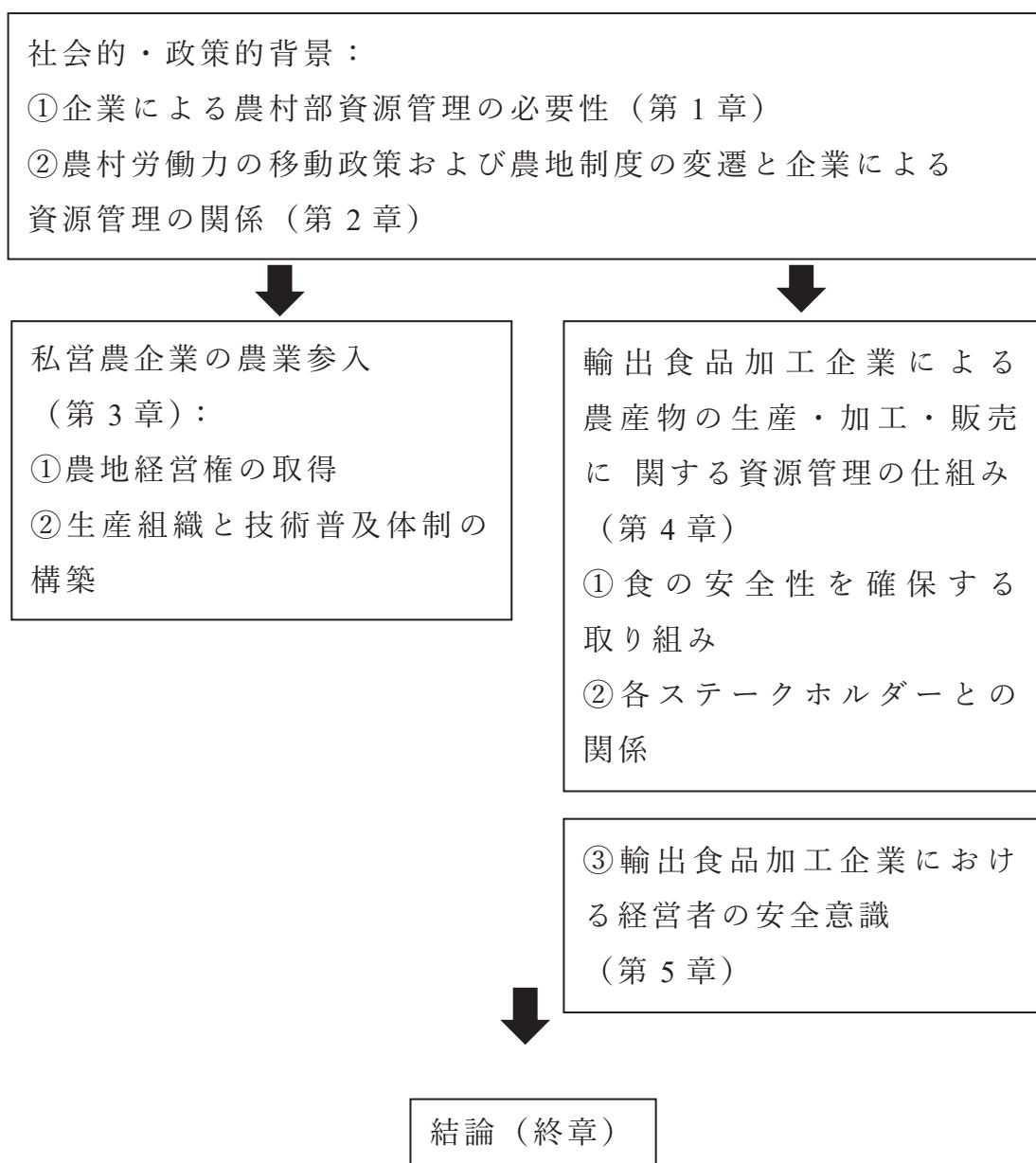


図 1-6 本研究の構成

本研究は、6章から構成されている（図1-6）。

第1章では、山東省の位置付けを明らかにする。食品加工産業の出荷額等農産物輸出総額が全国1位である山東省において、私営農企業の農業参入および輸出食品加工企業による農業の展開の必要性について言及する。

第2章では、農村労働力の移動政策や農地制度に関する政策の流れ

など本研究の課題と関連する制度的背景について述べる。そのため、1949年建国以降に実施してきた法律、政策、制度、会議の決議など農民や農地に関わる法制の変遷について述べる。

第3章では、烟台市と威海市において、2つの異なる市で農業以外の産業から新規参入した私営農企業（A・B社）を取り上げている。自社開発した新品種であるサクランボ苗を新規に栽培するため、農地経営権取得の経緯、および関係機関との交渉過程を明らかにする。また、新品種であるサクランボ苗を導入する際に必要となる生産現場の労働資源の獲得や技術普及体制を明らかにする。

第4章では、烟台市の輸出食品加工企業C社を取り上げ、社長へのヒアリング調査に基づいて、輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売に関する資源管理の仕組みを明らかにする。また、食の安全性を確保するために、各ステークホルダーとの関係を明らかにする。

第5章では、中国食品輸出企業のC、D、Eの3社を取り上げ、AHP法を用いて経営者の意識を明らかにする。分析の枠組みは、第一に、経営者の経営目標の相対的な重要度を把握する。経営目標は「利益の追求（利益）」、「安全・安心な製品の提供（安全・安心）」、「企業活動を通じた社会貢献（社会貢献）」の3項目を用いた。第二に、経営目標を達成するために、経営者の意識の中で、各ステークホルダーとの関係性の相対的な重要度の一対比較を行う。ステークホルダーは、「株主」、「消費者」、「政府」、「従業員」の4者とした。

終章では、各章で提起した課題の総括と、残された課題を整序する。

参考文献

1. 人民網 (2019), 必須重視土地，把處理好農民與土地的關係作為主線. <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1645650021966736605&wfr=spider&for=pc> (2021年1月7日参照)。
2. 茹長寶・熊化忠 (2019), 鄉村振興戰略下農村人口兩化問題與風險全瞻. 西南民族大學學報：人文社會科學版, (8), 57-63.
3. 鄭殿元・文琦・王銀・米歡 (2019), 農村人口空心化驅動機制研究. 生態經濟, (1), 90-96.
4. 趙周華 (2018), 中國農村人口變化與鄉村振興：事實特徵，理論闡析與政策建議. 農業經濟與管理, (4), 18-27.
5. 葉興慶 (2020), 在暢通國內大循環中推進城鄉雙向開放. 中國農村經濟, (11), 2-12.
6. 普雁祥・宋春麗・路遙 (2013), 城鄉一体化進程中三農問題與農村綜合体制改革路徑探討. 經濟研究導刊, (19), 40-42, 50.
7. 陳德江・劉坤・盛田清秀・清水みゆき (2011), 黑龍江省國營農場における家族農場の農地契約と經營展開—黑龍江省綏濱市農場の事例を中心に—. 農業經營研究, 49 (1), 122-127.
8. 國務院 (2005), 國務院公報, 省級政府耕地保護責任目標考核方法, http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_129504.htm (2021年1月7日参照).
9. 國務院 (2001), 國務院批轉公安部關於推進小城鎮戶籍管理制度改革意見的通知, 國發〔2001〕6號, http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-09/22/content_5110816.htm (2020年7月30日参照).
10. 國務院 (2003), 國務院辦公廳關於進一步加強農村稅費改革試點工作的通知, 國辦發〔2003〕85號, http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62488.htm (2020年7月30日参照).
11. 中共中央 (2005), 中共中央關於制定國民經濟和社會發展第十一個五年企劃的建議, <http://cpc.people.com.cn/n/2015/1103/c399243-27772351.html> (2020年7月30日参照).

12. 中央 1 号文書 (2014), http://jiuban.moa.gov.cn/zwllm/zcfg/flfg/201401/t20140121_3743917.htm (2020 年 8 月 11 日参照).
13. 山東省 (2010), 閑与加強土地综合整治推進城鄉統籌發展的意見, <http://www.tdzyw.com/2010/0811/3787.html> (2020 年 7 月 31 日参照).
14. 土地資源網, <http://www.tdzyw.com/2013/0726/30241.html> (2020 年 6 月 13 日参照).
15. 中華人民共和国中央政府 (2019), http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/27/content_5456477.htm?_zbs_baidu_bk (2020 年 11 月 13 日参照).
16. 中華人民共和国土地承包法 (2002), http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61729.htm (2021 年 2 月 2 日参照).
17. 中華人民共和国土地承包法 (2018), http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2019-01/07/content_2070250.htm (2021 年 2 月 2 日参照).
18. 国家統計局統計年鑑(2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017).
19. 何大安·胡宗偉 (2015), 農業企業制度効率の理論分析与実証検驗. 商業經濟与管理, (5), 31-41.
20. 荀露峰·高強 (2015), 新型農業經營体培育的幾点解析. 農業經濟研究, (2), 112-117.
21. 張琴·郭紅東 (2017), 農業產業化聯合体：現代農業經營体系的創新—基与安徽省宿州的調查. 新疆農墾經濟, (1), 1-8.
22. 陳建華·劉健·顧鵬 (2017), 基于三權分置的城市反哺農村发展模式. 深圳大学学報 (社会科学版), 34 (5), 86-92.
23. 陳長英 (2020), 中国—韓国自貿区建立对山東省農產品出口的影響. 現代管理, 10 (2), 181-187.
24. 蒲紅美·李進兵 (2020), 定向降準貨幣政策对農業企業投融資行為的影響研究. 金融理論与實踐, (6), 110-118.
25. 李練軍 (2019), 農業企業環境動因, 環境戰略与成長績効關係研

- 究—来自江西農業企業的数据調查. 江西師范大学学報, (5), 41-50.
26. 山東省食品工業改革開放 40 年新聞発表会 (2018), https://www.sohu.com/a/282700929_767285 (2021 年 2 月 11 日参照).
 27. 山東省政府新聞発表会 (2020), http://k.sina.com.cn/article_2620088113_9c2b5f3102000vmkb.html?from=news&subch=onews (2021 年 2 月 11 日参照).
 28. 齊魯晚報 (2019), <http://news.iqilu.com/shandong/yuanchuang/2020/0115/4418675.shtml> (2020 年 7 月 25 日参照).
 29. 全球宏觀經濟数据, 耕地面積, http://finance.sina.com.cn/worldmac/indicator_AG.LND.ARBL.HA.shtml (2020 年 6 月 13 日参照).
 30. 全球宏觀經濟数据, 中国人口總量, <http://finance.sina.com.cn/worlmac/compare.shtml?indicator=SP.POP.TOTL&nation=CN&type=0> (2020 年 6 月 29 日参照).
 31. 国家統計局, 農業普查, <http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/nypcgb/> (2020 年 6 月 13 日参照).
 32. <https://www.tuliu.com/read-43815.html> (2020 年 6 月 28 日参照).
 33. <https://www.tnj.net/searchview/xj15/GDMJ/login.aspx> (2020 年 6 月 28 日参照).
 34. <http://epaper.hezeribao.com.shtml/hzrb/20171202/388406.shtml> (2020 年 6 月 28 日参照).
 35. <http://qdtb.mofcom.gov.cn/article/shangwxw/duiwmy/201801/20180102703122.shtml> (2020 年 7 月 25 日参照).
 36. http://www.sdnews.com.cn/sd/yw/201901/t20190116_2504059.htm (2020 年 7 月 25 日参照).
 37. <http://news.iqilu.com/shandong/yuanchuang/2020/0115/4418675.shtml> (2020 年 7 月 25 日参照).
 38. 輸出食品の安全事件 HP
春雨：<https://web.archive.org/web/20070128131046/http://health.enorth.com.cn/system/2006/12/08/001484607.shtml> (2018 年 11 月 14 日参

照).

キムーチ：http://news.livedoor.com/article/detail/8104869/?utm_source=m_news&utm_medium=rd（2018年11月14日参照）。

いちご：<https://www.recordchina.co.jp/b65270-s0-c30-d0000.html>（2018年11月14日参照）。

ナゲット：<http://gigazine.net/news/20140725-husi-meat-scandal/>（2018年11月14日参照）。

第2章 中国農村部における農村労働力の地域間

移動の政策および農地制度の変遷

第1節 農村労働力の地域間移動に関する政策

中国では、農村と都市の所得格差が拡大しており、若年労働力は農村から都市への移動が進行している。これらの若年労働力が有する農村の戸籍および農地の請負経営権に関する法制度の改革は重要な課題となっている。また、都市部へ移動している農村労働力に向けた都市部で就業に関する法制度の改革も重要な課題となっている。以下では、①中国における農村労働力の都市部への流出に関する地域間移動政策と、②都市部で就業する農村労働力の保護政策に関する変遷を整理する（中国では、都市部へ移動した農村労働力は農民工とも呼ばれている）。

1 農村労働力の都市部への流出に関する地域間移動と戸籍制度の改革

農村労働力の都市部への流出政策と戸籍制度の改革に関する研究は、山口（2008）、毛利（2009）、田ら（2019）、張ら（2019）など多く行われている。以上の先行研究を踏まえて、中国の農村労働力の移動に関する政策の変遷は4つの段階に分けることができる（表2-1）。

1) 第一段階 1949～1953年 人口自由移動

新中国の成立初頭、1949年「中国政治協商會議共同綱領」が公布され、農村人口の都市部への移動・移住が自由であった。

2) 第二段階 1953～1977年 人口移動・戸籍移転の制限への転換

第二段階の農村労働力移動に関する改革は、人口移動・戸籍移転の制限への変遷であった。1954年の「中華人民共和国憲法」が制定され、農村人口の都市部への移動は国の監督の下で自由移動になっていた。1958年の「中華人民共和国戸口登記条例」の公布により、農村労働力の都市部への移動制限が開始された。そして、1962年の「關於加強戶口管理工作的意見」は、北京、天津、上海、武漢、広州の5大都市への農村労働力の移動を制限することが強調された。

3) 第三段階 1977～1992年 移動制限の緩和への転換

第三段階の農村労働力移動に関する改革は、移動制限の緩和への転換になっていた。1977年の「公安部關於處理戶口遷移的規定」により、農村から都市への移動や農業戸籍から非農業戸籍への変更は、農民が有する農地の請負經營権の放棄を前提とすることになった。しかし、北京・天津・上海への流入は厳しく制限されていた。さらに、1984年の「中央1号文書」の公布により、都市での長期間の戸籍は、アルバイト、ビジネス、サービス業に就職することに限定され、かつ自己の食料の独立での調達を前提に発行されていた。さらに、1989年の「關於嚴格控制農轉非過快增長的通知」の公布により、農業戸籍から非農業戸籍への変更が国によって計画管理、監督されている。

4) 第四段階 1992～現在 人口移動の開放および戸籍移転の緩和

第四段階の農村労働力移動に関する改革は、人口の移動の開放および戸籍移転が緩和された。1992年の「關於實行當地有效城鎮居民戸口制度的通知」により、都市部へ移動した農村労働力は、国の収用によって農地を失う場合、ハイテク産業開発区で認められる地元限定の戸籍を取得できることとなった。さらに、1997年の「小城鎮戸籍管理制度」

度改革試点法案和關於完善農戶戶籍管理制度的意見」により、小城鎮（小城鎮とは、農村地域の中で工商業がある程度発達し、非農業人口が比較的に集中している行政の中心地である。また、中国の末端の行政区画でもある。）で農業外就職 2 年以上、かつ固定した住所と安定した収入がある場合、本人と同居家族が都市戸籍の取得が認められる。1998 年の「關於解決當前戶口管理工作中幾個突出問題的意見」により、都市部で投資や起業をしたり、住宅を購入したりする場合は、本人と同居家族の都市戸籍取得が認められていた。なお、都市戸籍へ変更する場合には、農家が有している農地請負經營権を放棄するという前提が廃止された。

さらに、2001 年の「關於推進小城鎮戶籍管理制度改革的意見」により、小城鎮で固定した住所、および安定した収入がある場合は、本人と同居家族の都市での長期間の戸籍を取得できるようになった。さらに、2014 年の「國家新型城鎮化企劃（2014-2020 年）」により、都市規模の大小によって、農村部から都市部への移動に対して細かい制限を設定し、規模によって異なった政策を実施していた。具体的には、50～100 万人の小城鎮への移動から始まって、100～300 万人の大都市への移動にまで開放している。300～500 万人の大都市への移動は流入条件を設定し、500 万人以上の超大都市への移動は厳しいコントロールになっていた。2014 年の「國務院關於進一步推進戶籍改革的意見」により、農村部から小城鎮・都市部への移動制限や戸籍制限について、小城鎮と中都市は徐々に緩和して、大都市は厳しくコントロールされている。同時に、農民の都市部への移動に伴う教育・医療・保険など公共サービス問題の対応策に取り組んでいる。

さらに、2016 年の「居住証暫行条例」により、戸籍登録地を離れ、①他の都市で半年以上居住、②固定した住所、③安定した収入、④継続的に就学の 4 つのうち、1 つの条件を満たす場合には、都市の居住証（居住証とは、都市戸籍を取得できない都市への移動した農村労働力に対して、都市の住民と同じように就業、教育、医療、保険など公共サービスを享受できる権利を保護するため発行されたものである。）

を取得できる。同年、「推動 1 億非戸籍人口在城市落戸方案」により、若干の超大都市以外、都市部への移動制限が全面的に開放されている。進学や軍隊に入ることによって、都市部へ移動する農村人口を重点に、都市戸籍の取得を促進している。省会（県庁）および省会以下の各地方において、農村戸籍の大学生は入学前の都市への戸籍転入や、卒業後の都市からの転出が自由となっている。2018 年「関与大力発展実体経済穩定和促進就業的指導意見」が公布され、農村振興戦略を実施し、都市部から農村部に回帰して起業する農村労働力に対して、金融機関からの融資を支援する政策が制定されていた。

5) 小括

以上のように、中国における農村労働力の地域間移動の政策を 4 段階に分けて実施していることを明らかにした。要約を以下に示す。

第 1 段階（1949～1952 年）は、農村人口の都市部への移動・移住が自由であった。

第 2 段階（1953～1977 年）は、国の監督で自由移動から移動制限へ転換し、特に北京、天津、上海、武漢、広州の 5 大都市への移動を制限することが強調された。

第 3 段階（1977～1992 年）は、戸籍の改革により、農民は条件付きで都市部への転入が可能になった。この段階では、農村人口の都市部への移動制限が緩和されたといえる。

第 4 段階（1992～現在）は、人口移動の開放・戸籍移転の緩和への転換であった。農民は、国の収用によって農地を失う場合、ハイテク産業開発区で認められる地元限定の戸籍を取得できることとなった。固定住所があり、安定した収入がある場合、本人と同居家族の都市戸籍取得が認められる。なお、農民は都市戸籍へ変更する場合、農地の請負経営権を放棄しなければならないという前提が廃棄された。

若者労働力の流出と高齢化が進行している中国農村部では、農地資源の利用や農業における担い手の育成が今後の課題となる。

表 2-1 農村労働力の地域間移動政策の変遷

段階	制度・大会の決定	制度の内容
①第一段階 1949～1952 年 人口自由移動	1949 年「中国人 民政治協商會議 共同綱領」	農村人口の都市部への移動・移住 が自由
②第二段階 1953～1977 年 人口移動・ 戸籍移転の制 限への転換	1954 年「中華人 民共和国憲法」	国の監督の下で自由移動
	1958 年「中華人 民共和国戸口登 記条例」	農村部から都市部への移動制限が 開始
	1962 年「關於加 強戸口管理工 作的意見」	北京, 天津, 上海, 武漢, 広州の 5 大都市への移動を制限
③第三段階 1977～1992 年 移動制限の緩 和への転換	1977 年「公安部 關与處理戸口遷 移的規定」	農村部から都市部への移動, 農業 戸籍から非農業戸籍への変更は農 民が有する農地の請負經營權の放 棄を前提とする。しかし, 北京・天 津・上海への流入は厳しく制限し た
	1984 年「中央 1 号文書」	アルバイト, ビジネス, サービス業 に就職することに限定され, 自己 の食料の独立での調達を前提に發 行されていた
	1989 年「關於嚴 格控制農転非過 快增長的通知」	農業戸籍から非農業戸籍への変更 が国によって計画管理, 監督
④第四段階 1992～現在 人口移動の 開放・ 戸籍移転の 緩和	1992 年「關於實 行當地有効城鎮 居民 戸口制度 的通知」	農民は, 国の收用によって農地を 失う場合, ハイテク産業開発区で 認められる地元限定の戸籍を取得 できることとなった
	1997 年「小城鎮 戸籍管理制度改 革試点法案和關 于完善農戶戸籍 管 理 制 度 的 意 見」	小城鎮で農業外就職 2 年以上, か つ固定した住所と安定した収入が ある場合, 本人と同居家族が都市 戸籍の取得が認められる
	1998 年「關於解 決當前戸口管理 工作中幾個突出 問題的意見」	都市部で投資や起業をしたり, 住 宅を購入したりする場合, 本人と 同居家族の都市戸籍取得を認めら れていた。農民が非農業戸籍への 変更する場合には, 有している農 地請負經營權の放棄という前提が 廃止された

	2001 年「關於推進小城鎮戶籍管理制度改革的意見」	小城鎮で固定した住所、および安定した収入がある場合は、本人と同居家族の都市長期間の戸籍を取得できる
	2014 年「國家新型城鎮化企劃（2014-2020 年）」	都市規模の大小によって農村部から都市部への移動は細かい制限を設定：50～100 万人の小城鎮への移動から始まって、100～300 万人の大都市への移動にまで開放、300～500 万人の大都市への移動は流入条件を設定、500 万人以上の超大都市への移動は厳しい制限する規模によって異なった政策を実施
	2014 年「國務院關与進一步推進戶籍改革的意見」	農村部から小城鎮・都市部への移動制限や戸籍制限について、小城鎮と中都市は徐々に緩和する、大都市は厳しくコントロール。同時に、都市部への移動に伴う教育・医療・保険など公共サービス問題の対応策に取り組んでいる
	2016 年「居住証暫行条例」	戸籍登録地を離れ、①他の都市で半年以上居住、②固定した住所、③安定した収入、④継続的に就学の4つのうち、1つの条件を満たす場合には、都市の居住証を取得できる
	2016 年「推動 1 億非戸籍人口在城市落戸方案」	若干の超大都市以外、都市部への移動制限を全面的に開放する。進学や軍隊に入ることによって、都市部へ移動する農村人口を重点に、都市戸籍の取得を促進 省会(県庁)および省会以下の各地方では、農村戸籍の大学生は入学前都市への戸籍転入、卒業後都市からの転出が自由となっている
	2018 年「關与大力發展實體經濟穩定和促進就業的指導意見」	農村振興戦略を実施、都市部から農村に回帰し起業および金融機関からの融資を支援

資料：山口（2008）、毛利（2009）、田ら（2019）、張ら（2019）など、および関連法令より筆者作成。

2 都市部で就業する農村労働力の保護政策

また、農村労働力の都市部への流出に関する人口移動・戸籍移転政策の変遷に伴い、農村労働力が都市部へ移住しており、農村労働力に向けた就業に関する管理政策も進んでいる。先行研究では、2000年以降、中央政府および所属している財政部や人材資源と社会保障部などの部門は、都市部へ流出し、就業している農村労働力の保護政策を次々打ち出していることが指摘されている（山口 2008, 孫 2014, 巖ら 2019 など）。以上の先行研究を踏まえて、都市部で就業する農村労働力の保護政策に関する変遷を整理する（表2）。

1) 行政費用の減免

2001年の「關於全面清理整頓外出或外來工人員收費的通知」により、農村労働力に関する就業・人口管理・サービスに関する行政費用の減免制度が制定された。

さらに、2003年の「關於 2003 年減輕農民負擔工作意見的通知」により、農村労働力の身分証明書である「農民工証書」の発行に関する手数料以外の行政費用をすべて廃止された。

2) 年金・保険の加入

中国農村部の年金政策は、1986年の「中華人民共和國國民經濟和社會發展第七個五年計劃」の公布により始まった。中国の農村社会の年金、および保険制度の実施は東部・中部・西部の経済状況によって、いくつかの地域をモデルとして全国に拡大する実施方法が指示された。具体的には、年金は農民の個人拠出と村の集団補助によって構成され、20～60歳の農村労働力が任意に加入し、年金の受給開始年齢が60歳であった（全 2019）。

1999年の「社会保険費用徴収暫行条例」により、企業によって雇用

された労働力は厚生年金に加入しなければならないことが明確にされた。

2001 年の「關於完善城鎮職工基本養老保險政策有關問題的通知」により、ある企業の厚生年金に加入している農村労働力が企業と解約し、他企業に就職する場合、厚生年金は新たな就業先へ転入することが認められたが、厚生年金給付は 15 年以上加入することが前提とされた。再就職しない場合、退職までの厚生年金が全額受給できる。

2003 年当時の副首相である回良玉は、農村地域では、農村社会の保障制度を構築することが必要であると指示していた。

2003 年から 2014 年まで、一部地域で改革の試行を通じて、都市部で就業する場合の年金と都市・農村住民の年金が並行する年金体制になっている（表 2-2）。都市部で就業する場合、企業の会社員・自営業者などの年金は、個人勘定と基本年金（現役）によって構成され、公務員の年金は個人勘定（職域年金）、個人勘定および基本年金（現役）によって構成されている。都市の非就労者・農村住民の年金は、個人勘定と基礎年金によって構成されている。なお、都市部で就業する場合、強制的に年金に加入し、都市の非就労者・農村住民は、年金の加入は任意であった。

表 2-2 中国の年金制度

都市部で就業する場合の年金		都市の非就労者・農村住民の年金
企業（会社員・自営業者など）	公務員	
①個人勘定 ②基本年金（現役）	①個人勘定 （職域年金） ②個人勘定 ③基本年金（現役）	①個人勘定 ②基礎年金 （中央政府+地方政府負担）

資料：中華人民共和国人力资源和社会保障部企業年金办法（2018），王（2020）より筆者作成

保険の加入に関しては、2004 年の「関与推進混合所有制企業和非公有制經濟組織從業人員參加醫療保險的意見」により、医疗保险に加入することによって、都市部で就業している農村労働力は医疗保险の対

象になっており、同年の「關於農民工參加工傷保險有關問題的通知」により、農村勞動力は労災保険の対象にもなった。

2006 年の「關於做好建築施工企業農民工參加工傷保險有關的通知」により、危険性・有害性が高い建築業に従事している農村勞動力の労災保険を完備させることが必要である。「農民工作計劃」により、農民工の健康状況を把握し、エイズや結核など感染症は無料治療になった。「關於開展農民工參加醫療保險專項拡面行動的函」は、各企業で就職している農民工は醫療保険に加入することが要求された。「關於實施農民工“平安計画”加快推進農民工參加工傷保險工作的通知」により、各企業で就職している農民工は労災保険に加入することが要求された。

3) 賃金の未払い・雇用契約

2003 年の「關於切實解決建築企業拖欠農民工資問題的通知」により、農村勞動力の賃金未払問題に関しては、雇用企業の賃金の支払いは各地方の行政部門によって定期的にチェック・監督が行われている。

2004 年の「關於印發建設領域農民工工資支付管理暫行弁法」は、農村勞動力の賃金未払問題に対して、企業を監督するシステムを構築しており、紛争が発生する場合、企業聯合会や企業家協会は農村勞動力を応援する役割が求められた。

2005 年の「關於加強建設等行業農民工合同管理的通知」により、農村勞動力を雇用する会社および他の経営体は農村勞動力と契約し、雇用期間・報酬・仕事内容を明記する。また、本人のサインが必要であることが強調された。「關於進一步解決拖欠農民工工資問題的通知」により、農村勞動力賃金の未払問題に対して、長期的な仕組みづくりを探索し、定期的なチェック以外、不定期的にチェックも実施している。

2006 年の「關於解決農民工問題的若干意見」により、農村勞動力の賃金の未払い問題が徹底的に禁止され、雇用企業の最低賃金を引き上げる政策が公布された。雇用された農村勞動力の健康づくりや、女性と未成年者の雇用は国の規定を厳格的に遵守しなければならない。

2010 年の「関与切実解決企業拖欠農民工工資問題的緊急通知」により、ある地域の建築業では、賃金の未払い問題が依然として存在しており、各企業は迅速な対応を取らなければならないという方針が公布された。さらに、賃金の未払い問題が頻繁に発生している時期である春節期間の賃金の支払いに向けて、2011 年の「関与印發<元旦、春節期間保障農民工工資支付工作法案>的通知」により、各地域の行政部門は賃金の未払い問題をチェックして、農民工と企業の紛争を処理しなければならない政策が公布された。

2012 年の「関与開展 2012 年農民工合同簽訂春暖行動的通知」により、農民工と企業の雇用契約書を締結することを促進し、各地域の人力资源保障局は契約の履行については、企業を監督しなければならない。

2013 年の「司法部関与做好 2013 年農民工工作的通知」により、各地域の人力资源保障局は農民工と企業の紛争を処理することと、農民工に就業に関連する法律を宣伝する役割が求められた。

2016 年の「関与做好 2016 年司法行政系統農民工工作的通知」により、農民工と雇用企業の間に紛争が発生する場合、司法機関は農民工に法律援助を提供し、企業との紛争を処理する政策が制定された。

2017 年の「國務院弁公庁関与印發保障農民工工資支付工作考核弁法的通知」により、賃金の支払い問題については、主管部門である部際聯席會議により農民工を雇用する企業の評価を具体的に実施され、評価の結果によって発見された問題を解決したり、企業を処罰したり制度が制定された。

さらに、2019 年の「関与印發 2019 年度保障農民工工資支付工作考核細則的通知」により、各地域の主管部門は企業に対する農民工の賃金に関する監督が強化された。インターネットを十分に活用して、細則によって採点基準を作り、企業の雇用状況の評価を実施している。

4) 教育・訓練

2003 年の「2003-2010 年全国農民工培訓規劃」の公布により、2003 年から農村労働力に対して、技能講習および就業に関する法律などの教育を実施することが始まった。また、農村労働力の子女の教育問題を解決するために、2003 年の「教育部等部門關於進一步做好進城務工就業農民子女義務教育工作的通知」により、農村労働力の転入地政府は、農村労働力の子女の 9 年制義務教育問題を解決する責任を負っていることが明確にされた。

また、2006 年に「中華人民共和国義務教育法」は修訂され、農民工の子女は農民工の就業先の学校に入学することができるようになった。

2008 年の「關於切實做好當前農民工工作的通知」により、農民工就職を促進、および募集情報を提供しており、技能講習の投入を増加させ、農村に回帰した農民工の農地經營権が保障されていることが強調された。

5) 財政投入

2003 年の「關於將農民工管理等有關經費納入財政預算支出範圍有關問題的通知」により、農村労働力管理に関する経費の支出は国が負担し、働きやすく、公平な職場環境を作るという政策が制定された。

2015 年の「國務院弁公庁關於支持農民工回鄉創業的意見」により、農民工は農村に回帰し創業することが提唱され、政府あるいは地方金融機関による資金やサービスを提供する支援政策が公布された。

6) 職場環境

2004 年の「關於進一步做好改善農民進城就業環境工作的通知」により、農村労働力の職場環境を整頓、権利を保護する改革から始まった。さらに、2014 年の「國務院關於進一步做好為農民工服務工作的意見」

により、農民工技能の訓練と農民工の就業と起業を支持し、報酬・健康・安全・子女の入学・住居環境など多岐にわたって職場環境が整備された。

7) 小括

以上のように、都市部で就業する農村労働力の保護は、行政費用の減免、年金・保険、賃金・雇用契約、教育・訓練、財政投入、職場環境など多岐にわたって改革が行われてきたことを明らかにした。以下に要約する。

第1に、行政費用の減免に関しては、就業・人口管理・サービスに関する行政費用の減免から始まって、農村労働力の身分証明書として「農民工証書」の発行に関する手数料以外の行政費用がすべて廃止された。

第2に、年金・保険の改革に関しては、2004年に農村労働力は労災保険の対象になっており、2006年に各企業に就職している農民工は医療保険と労災保険に加入することが明確にされた。さらに、エイズや結核など感染性の高い疾患は無料での治療になった。

第3に、賃金・雇用契約に関しては、各行政部門による監督が行われ、社会組織である企業联合会や企業家協会の応援の役割が求められた。さらに、インターネットを利活用して、企業を評価するシステムが構築された。

第4に、農村労働力に向けた教育・訓練に関しては、農民工自身に対する技能講習を実施することだけではなく、子供の教育問題も解決することが明確にした。

第5に、財政投入と職場環境の整備に関しては、農民工の就業と起業に関する環境を整備し、より健康・安全な職場環境を作る政策が公布された。

表 2-3 都市部で就業する農村労働力の保護政策

項目	制度	制度の内容
行政費用の減免	2001 年 「關於全面清理整頓外出或外來工人員收費的通知」	就業・人口管理・サービスに関する行政費用の減免
	2003 年 「關於 2003 年減輕農民負擔工作意見的通知」	農村労働力の身分証明書として「農民工証書」の発行に関する手数料以外の行政費用をすべて廃止された
年金・保険	2001 年 「關於完善城鎮職工基本養老保險政策有關問題的通知」	年金に加入している農村労働力は企業と解約の場合、年金を保留することができる
	2004 年 「關与推進混合所有制企業和非公有制經濟組織從業人員參加醫療保險的意見」	医療保険に加入することによって、医療保険の対象になった
	2004 年 「關於農民工參加工傷保險有關問題的通知」	農村労働力も労災保険の対象になった
	2006 年 「關於做好建築施工企業農民工參加工傷保險有關的通知」	危険性・有害性が高い建築業に従事している農村労働力の労災保険を完備させる
	2006 年 「農民工作計劃」	農民工の健康状況を把握し、エイズや結核など感染症は無料で治療になった
	2006 年 「關於開展農民工參加醫療保險專項拡面行動的函」	各企業に就職している農民工は医療保険に加入
	2006 年 「關於實施農民工“平安計画”加快推進農民工參加工傷保險工作的通知」	各企業に就職している農民工は労災保険に加入
賃金・雇用契約	2003 年 「關於切實解決建築企業拖欠農民工工資問題的通知」	農村労働力の賃金未払問題に対して、雇用企業の賃金の支払いは各地方の行政部門によって定期的にチェック・監督が行われている
	2004 年 「關与印發建設領域農民工工資支付管理暫行弁法」	農村労働力の賃金未払問題に対して、企業を監督するシステムを構築する。紛争が発生する場合、企業聯合会や企業家協会は農村労働力を応援する役割が求められた

	2005 年 「關於加強建設等行業農民工合同管理的通知」	農村労働力を雇用する会社および他の経営体は農村労働力と契約し、雇用期間・報酬・仕事内容を明記する。また、本人のサインが必要であることが強調された
	2005 年 「關於進一步解決拖欠農民工工資問題的通知」	農村労働力賃金の未払問題に対して、長期的な仕組みづくりを探索、定期的にチェック以外、不定期的にチェックも実施している
	2006 年 「關於解決農民工問題的若干意見」	農村労働力の賃金の未払い問題が徹底的に禁止され、雇用企業の最低賃金を引き上げる政策が公布された。農村労働力の健康づくりや、女性と未成年者の雇用は国の規定を厳格に遵守
	2010 年 「關与切實解決企業拖欠農民工工資問題的緊急通知」	ある地域の建築業では、賃金の未払い問題が依然として存在する、各企業は迅速な対応をしなければならない
	2011 年 「關与印發<元旦、春節期間保障農民工工資支付工作法案>的通知」	各地域の行政部門は賃金の未払い問題をチェック、農民工と企業の紛争を処理
	2012 年 「關与開展 2012 年農民工合同簽訂春暖行動的通知」	農民工と企業の雇用契約書を締結することを促進、各地域の人力资源保障局は雇用契約書の履行を監督
	2013 年 「司法部關与做好 2013 年農民工工作的通知」	各地域の人力资源保障局は農民工と企業の紛争を処理することと、農民工に就業に関連する法律を宣伝する役割が求められた
	2016 年 「關与做好 2016 年司法行政系統農民工工作的通知」	法律援助、農民工と企業の紛争を処理
	2017 年 「國務院弁公序關与印發保障農民工工資支付工作考核弁法的通知」	賃金の支払いに向けて農民工を雇用する企業を評価する、結果によって問題を解決

	2019 年 「関与印發 2019 年度保障農民工工 資支付工作考核細則的 通知」	主管部門の監督を強化し、インターネットを十分に利用して、細則によって採点基準を作り、企業を評価
教育・ 訓練	2003 年 「2003-2010 年 全國農民工培訓規劃」	技能講習など就業に関する教育を実施
	「教育部等部門關於進 一步做好進城務工就業 農民子女義務教育工作 的通知」	転入地政府は、農村労働力の子女の 9 年制義務教育問題を解決する責任を負っていることが明確にされた
	2006 年 「中華人民共 和國義務教育法」(2006 修訂本)	農民工の子女は農民工の就業先の学校に入学することができる
	2008 年 「關与切實做 好當前農民工工作的通 知」	農民工の就職を促進、募集情報を農民工に提供、技能講習の投入を増加させ、農村に回帰した農民工の農地経営権を保障する
財政 投入	2003 年 「關於將農民 工管理等有關經費納入 財政預算支出範圍有關 問題的通知」	農村労働力管理に関する経費の支出は国が負担し、働きやすいおよび公平な職場環境を作る
	2015 年 「國務院弁公 廳關於支持農民工回鄉 創業的意見」	農民工は農村に回帰し創業することが提唱され、資金やサービスを提供する支援政策が公布された
職場 環境	2004 年 「關於進一步 做好改善農民進城就業 環境工作的通知」	農村労働力の職場環境を整頓、権利を保護
	2014 年 「國務院關於 進一步做好為農民工服 務工作的意見」	農民工技能の訓練と農民工の就業と起業を支持、報酬・健康・安全・子女の入学・住居環境など職場環境が整備された

資料：山口（2008）、孫（2014）、龔ら（2019）など、および関連法令より筆者作成。

第 2 節 農地制度の変遷

以上のように、中国では、耕作放棄地が増加しており、農地の有効活用が重要な課題となっている。以下では、中国農地制度の変遷を整理する。

中国農地制度の変遷に関する研究は、田ら（2005）、劉ら（2007）、國ら（2013）、欒（2019）などが多く行われている。先行研究では、中国農地制度の変遷を3つの段階に分けている（表2-4）。

1) 第一段階 1949～1953年 農民土地所有制度

新中国の成立初頭、1950年「中華人民共和国土地改革法」が公布され、封建土地私有制度を廃止し、農民土地所有が認められた。

2) 第二段階 1953～1978年 合作社と集団経営

第二段階の農地制度の改革は、初級合作社へ、さらに高級合作社への変遷（1953～1956年）、初期人民公社（1956～1958年）、定期人民公社（1958～1978年）の三つの時期に分けられる。

初級合作社へ、さらに高級合作社への変遷の時期（1953～1958年）において、農家が土地を合作社に現物出資し、農家の土地所有も認められる。農地、農業機械、農地を耕す家畜など農業資源が合作社によって統一管理が行われ、家庭副業が認められなかった。食料供給については、生産隊を単位に国が各地域で設置した公共食堂によって供給されていた。この時期には、中国の農村には人民公社—生産大隊—生産隊という3段階の組織がある。図式化すると、

人民公社→郷（日本にも昔あったゴウ、明治以来の郡にほぼ当り、国の行政機構の末端）

生産大隊→行政村

生産隊→農業生産合作社

ということである（阪本 1981）。

定期人民公社（1958～1978年）において、農地、林地、住宅地、果樹園などすべて人民公社の所有になった。生産、経営管理および収益の分配については、生産隊が自主的に行う。

3) 第三段階 1978年～現在 土地請負制度

1978～1981年中央政府が数回の検討を行い、1982年の「中央1号

文書」を公布した。この文書により、農家の請負制度を明確にした。さらに、1984年の「中央1号文書」と中央「関与1984年農村工作的通知」により、農家の請負經營権の期間は15年以上とされ、農家の請負制度の安定化、長期化が図られることとなった。1986年の「中華人民共和国土地管理法」は、農村と都市近郊の土地は国家所有を除き、農家集団所有とされた。農家請負制度は1993年に「中華人民共和国憲法」に明記され、農家の請負經營権の期間が15年になると、30年間の延長が許可された。さらに、1998年の「中華人民共和国土地管理法」により、農家の請負經營権の期間は30年とされ、30年の延長が許可された。

さらに、2002年の「中華人民共和国農村土地承包法」（農村土地請負法）が可決され、2003年に実施された。この「農村土地請負法」によって、農家の請負經營権は相互交換、有償譲渡が認められた。さらに、2007年中国共産党第17期大会は農家の請負権における流通市場を健全化、および多様な經營規模を発展させることが提唱された。2008年の「関与切実加強農業基礎設施建設 進一步促進農業發展農民增收的若干意見」により、土地流動に関わる契約・登記制度を健全化するようになった。2010年の「関与加大統籌城鄉發展力度 進一步夯實農業農村發展基礎的若干意見」により、土地流動に関わる管理とサービスの強化、農家の請負經營権に関するトラブルの予防・仲介体系の構築が要求された。

さらに、2012年の「関与加快推進農業科技創新持続增強農產品供給保障能力的若干意見」により、農業の近代化と農村の都市化を推進し、農業への優遇政策を強化した。2013年の「中共中央・國務院関与加快發展現代農業、進一步增強農村發展活力的若干意見」により、農村における請負經營権の流通を標準化、土地經營権が大規模の專業農家、家庭菜園、農民合作社への農地集積を激励するようになった。また、一般的な商工企業の農地集積に対して、厳格にする参入制度と管理制度を構築した。さらに、2014年の「関与全面深化農村改革加快推進農業現代化的若干意見」により、農地の請負經營権を請負

権と経営権に分け、経営権に抵当権を認めることになった。また、2014年の中間工作会議において、李克強首相の発言要旨により、適正な経営規模を積極的に発展し、農地の経営権の流通を標準化、および経営規模の多様化を奨励するようになった。さらに、2017年の中国共产党第19期大会において、農家の請負権が再度30年間の延長が決定された。

4) 小括

以上のように、中国における土地制度の変遷を3段階に分けて実施していることを明らかにした。以下に要約する。

第1段階（1949～1953年）は、農民土地所有制度の段階であった。1950年「中華人民共和国土地改革法」が公布され、封建土地私有制度を廃止し、農家土地所有制が認められた。

第2段階（1953～1978年）は、合作社と集団経営制度の段階であった。この段階では、農地の経営権の一部が農家所有から人民公社や生産隊の所有へ転換した。すなわち、農家は完全に農地経営権を失うことになったといえる。

第3段階（1978年～現在）は、土地請負制度の段階である。なお、第3段階の土地請負制度の変遷は、さらに、形成期（1978～1983年）、第1期請負期（1984～1992年）、第2期請負期（1993～現在）に分類することができる。形成期（1978～1983）は、農家の農地請負経営制度が全国に導入されている段階であった。第1期請負期の改革（1984～1992）は、1984年の「中央1号文書」により、土地の請負期間が15年とされている（1999年頃まで）。第2期請負期の改革（1993～現在）は、1993に土地の請負期間が30年延長されている（2028年頃まで延長）。2003年の「農村土地請負法」が公布され、農家の農地請負経営権は相互交換、有償譲渡が認められた。2013年の「中央1号文書」が公布され、新型農業経営主体の育成を促進するために、工商企業（うち8割以上が私営企業）による農地・林地・草地の集積が

許可され、農地流動の手順の標準化が推進されている。2014年の中
央1号文書」の公布により、農地の請負権と経営権が明確に分離さ
れ、農地経営権のみを貸し出すことが可能になった。中国全国での私
営農企業による農地経営権取得の面積は、2010～2016年にかけて
1,508万ムーから4,638万ムーに増加した。2017年中国共产党第19
回全国代表大会は、農家の第2期請負期が2028年頃終了すると、請
負期が再度30年延長されていることが決議された(2058年頃まで延
長)。第2期請負期の中でのエポックメーリングは、2014年の「中央
1号文書」の公布であり、農地の請負権と経営権が明確に分離され、
農地経営権のみを貸し出すことが可能になった。以上の結果、私営農
企業による農業参入が容易になり、私営農企業の農業参入が急速に
進んでいる。

表2-4 中国農地制度の変遷

段階	制度・大会の決定	制度の内容	農地の経営権を有する主体
①第一段階 1949～1953年 農民土地所有制度	1950年「中華人民共和国土地改革法」が公布	封建土地私有制度を廃止、農家土地所有が認められた	農家
②第二段階 1953～1978年 合作社と集団経営	1953-1956年 初級合作社へ、 さらに高級合作社へと変遷する 1954年「中華人民共和国憲法」	農家が土地を合作社に出資、農地などの農業資源が合作社によって統一管理、農家の土地所有も認められる	主に合作社所有、一部が農家所有
	1956-1958年 初期人民公社	土地を含め、原則としてすべての生産手段は公社が所有、家庭副業は認められなかった	人民公社

			食糧は生産隊を単位で公共食堂が供給	
	1958-1978 年 安定期人民公社		生産隊を設置、土地は生産隊が所有、生産の経営管理および収益の分配も生産隊が自主的に行う	生産隊
③第三段階 1978年～現在 土地請負制度	1978～1983年 形成期	1982年「中央1号文書」	農家の請負制度を明確にした	農家
	1984～1992年 第1期請負期	1984年「中央1号文書」 中央「関与1984年農村工作的通知」	農家の請負経営権期間は15年以上とされ、農家の請負制度の安定化・長期化が図られ、農家が土地を各種類企業（国営と私営）に現物出資を提唱	
		1986年「中華人民共和國土地管理法」	農村と都市近郊の土地は国家所有を除き、農家集団所有とされた	
	1993～現在 第2期請負期	1993年「中華人民共和國憲法」	土地請負制度を憲法に明記され、農家の請負経営権が15年になると、30年の延長が許可された	
		1998年「中華人民共和國土地管理法」	農家の請負経営権の期間は30年とされ、30年の延長が許可された	
		2002年「中華人民共和國農村土地承包法」を可決	自由・有償譲渡の原則を踏まえながら農家の請負経営権を流動化させることが提唱された	
		2003年「中華人民共和國農村土地承包法」を実施	農家の請負経営権は相互交換・有償譲渡が認められた	
	2007年中国共産党第17期大会		農家の請負経営権における流通市場を健全化、多様な規模の経営を発展させる	
		2008年「関与切実加強農業基礎設施建設進一步促進農	土地流動に関する契約・登記制度を健全化する	

	業發展農民增收的若干意見」		
	2010 年「関与 加大統籌城鄉 發展力度 進 一步夯實農業 農村發展基礎 的若干意見」	土地流動に関わる管理と サービスの強化、農家の 請負經營権に関するトラ ブル・仲介体系の構築が 要求された	
	2012 年「関与 加快推進農業 科技創新持続 增強農產品供 給保障能力的 若干意見」	農業の近代化と農村の都 市化を推進 農業への優遇政策を強化 した	
	2013 年「中共 中央・國務院 關与加快發展 現代農業，進 一步增強農村 發展活力的若 干意見」	土地請負經營権の流通を 標準化、土地經營権が大 規模の專業農家、家庭菜 園、農民專業合作社への 集中を激励、一般商工企 業の農地集積に対して、 厳格にする参入制度と管 理制度を構築した	
	2014 年「關與 全面深化農村 改革加快推進 農業現代化的 若干意見」	農地の請負經營権を請負 権と經營権に分け、請負 土地の經營権を金融機関 に抵当に出して融資を受 けることを認める	
	2014 年中央工 作會議李克強 首相の発言要 旨	適正な經營規模を積極的 に発展 農地の經營権の流通を標 準化 適正な經營規模を奨励	
	2017 年中国共 產黨第 19 期大 會	農家の請負権が再度 30 年 間の延長	

資料：田ら（2005）、河原（2006）、劉ら（2007）、国ら（2013）、饒（2019）など、および関連法令より筆者作成。

第3節 考察

中国の農村は、農村労働力移動政策と農地制度の変遷など一連の改革によって経済的、社会的な変容をもたらした。研究対象である山東省の最近の20年間の統計データから見ると、総人口と都市人口の増加率は全国に比べて大きく、農村人口の減少率は大きい。山東省が位置する東部の農業従事者数の減少率は中西部に比べて大きい。それ故、農村労働力移動政策と農地制度の変遷は、山東省のような沿海部地域の農村に与える影響が大きいと考えられる。

さて、2014年の「中央1号文書」の公布により、農地経営権と請負権の分離は、農家が農地の請負権を有しながら農地の経営権のみ企業に移譲することが可能になった。また、2014年の「国務院関与進一步做好為農民工服務工作的意見」の公布により、農民工就業に関する報酬・健康・安全・子女の入学・住居環境など職場環境が整備されていたことに加えて、農村労働力の都市部への流出を推し進めていると考えられる。他方、山東省では、「土地整備綜合工程」を実施しており、2010年～2015年の5年間で10万haが増加した。これは、農村労働力減少と農地面積増加の間の矛盾が深刻化になっているといえる。したがって、本章では中国農村部に変容をもたらした農村労働力移動政策と農地制度の変遷を整理した。

以上の文脈を踏まえ、農村労働力減少の背景の下で、農村部の農地、労働力など資源管理をする主体の育成や新規の参入が求められることになる。本研究では、私営農企業による農業の新規参入および輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売を事例として、資源管理の展開と今後の課題を明らかにする。

参考文献

1. 山口真美（2008），第2章 農村労働力の地域間移動をめぐる政策の変遷，池上彰英・竇劍久俊編，中国農村改革と農業産業化政策による農業生産構造の変容. 調査研究報告書アジア経済研究所，2008年，39-76.
2. 毛利和子（2009），「動く中国」と「変わらない中国」現代中国研究のパラダイム・シフトを考える. アジア研究，55（2），70-84.
3. 田明・李辰・賴德勝（2019），戸籍制度改革与農業転移人口落戸一挙論及解釈. 人口与経済，（6），1-13.
4. 河原昌一郎（2006），中国の土地請負經營權の法的内容と適用法理. 農林水産政策研究所レビュー，（18），22-27.
5. 張吉鵬・盧沖（2019），戸籍制度改革与城市落戸門檻的量化分析. 経済学（季刊），（4），1509-1530.
6. 李迎生（1992），中国城鄉二元社会格局的動態考察. 中国社会科学，（2），113-126.
7. 中国政治協商會議共同綱領（1949），http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=283576（2020年9月1日参照）.
8. 郭東傑（2019），新中国70年：戸籍制度変遷，人口流動与城鄉一体化. 浙江社会科学，（10），75-84，158-159.
9. 中国人大網，中華人民共和国戸口登記条例（1958），http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/10/content_5004332.htm（2020年9月1日参照）.
10. 姚德超（2018）『共生視域下農業転移人口市民問題の治理研究』，中国社会科学出版社.
11. 経済大躍進与戸口遷移管理的混乱反復，（2019），<http://www.guangdexin.net/news/157.html>（2020年9月1日参照）.
12. 中国網，公安部關於處理戸口遷移的規定（1977），http://www.china.com.cn/law/flfg/txt/2006-08/08/content_7058543.htm（2020年9月1日参照）.

13. 中央 1 号文書（1984），http://www.360doc.com/content/12/0120/14/7394140_180523396.shtml（2020 年 9 月 1 日参照）。
14. 關於嚴格控制農轉非過快增長的通知，國發〔1989〕76 號（1989），http://www.gov.cn/xxgk/pub/govpublic/mrlm/201109/t20110907_64054.html（2020 年 9 月 1 日参照）。
15. 小城鎮戶籍管理制度改革試點法案和關於完善農戶戶籍管理制度的意見」國發〔1997〕20 號（1997），<http://www.chinalawedu.com/falvagui/fg22598/6524.shtml?from=singlemessage>（2020 年 9 月 3 日參照）。
16. 關於解決當前戶口管理工作中幾個突出問題的意見，國發〔1998〕24 號（1998），http://www.law-lib.com/law/law_view1.asp?id=67485（2020 年 9 月 3 日參照）。
17. 關於推進小城鎮戶籍管理制度改革的意見，國發〔2001〕6 號（2001），<http://www.rmlt.com.cn/2014/0731/300555.shtml>（2020 年 9 月 3 日參照）。
18. 國務院關於進一步推進戶籍改革的意見，國發〔2014〕5 號（2014），http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/30/content_8944.htm（2020 年 9 月 3 日參照）。
19. 國家新型城鎮化企劃（2014-2020 年），（2014），http://www.gov.cn/gongbao/content/2014/content_2644805.htm?76p（2020 年 9 月 3 日參照）。
20. 袁方成・康紅軍（2017），農民市民化的限度及突破：公共政策視角的檢審。領導科學論壇，（1），38-51。
21. 居住証暫行條例，國令第 663 號（2016），http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/12/content_10398.htm（2020 年 9 月 9 日參照）。
22. 陳鵬（2018），新一輪戶籍制度改革：進展，問題及對策。行政管理改革，（10），57-63。
23. 推動 1 億非戶籍人口在城市落戶方案，國發〔2016〕72 號（2016），http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-10/11/content_5117442.htm（2020 年 9 月 9 日參照）。

24. 関与大力發展實體經濟穩定和促進就業的指導意見，發改就業〔2018〕1008號（2018），http://www.gov.cn/xinwen/2018-07/17/content_5306934.htm（2020年9月9日參照）。
25. 孫啓泮（2014），需求變遷，供給約束與農民工社保制度的完善——一個三段階發展思路的探討。理論與改革，（6），60-63。
26. 巍晶·趙姜（2019），農民工社會保障制度發展演變與未來展望。河北學刊，（2），139-143,148.
27. 中華人民共和國國民經濟和社會發展第七個五年計劃，（1986），http://www.law-lib.com/law/law_view1.asp?id=4175（2020年10月5日參照）。
28. 全明（2019），中國における公的年金制度の展開と課題－三つの格差問題を中心に－。滋賀大学博士論文，https://shiga-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=13384&item_no=1&page_id=13&block_id=21（2020年10月5日參照）。
29. 社會保險費用徵繳暫行條例，國務院令第259號（1999），http://www.gov.cn/banshi/2005-08/04/content_20250.htm（2020年10月7日參照）。
30. 關於完善城鎮職工基本養老保險政策有關問題的通知（2001），http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=16943（2020年9月13日參照）。
31. 企業年金弁法，中華人民共和國人力資源和社會保障部，中華人民共和國財政部令（2018），http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzbs/hehuibaozhang/zcwj/yanglao/201712/t20171222_284833.html（2020年10月13日參照）。
32. 王振振（2020），中國農村社會養老保險變遷邏輯——基於間斷—均衡理論的視角。行政科學論壇，（3），27-34。
33. 關於全面清理整頓外出或外來工人員收費的通知，計價格〔2001〕220號（2003），http://www.gov.cn/ztzl/nmg/content_412337.htm（2020年9月13日參照）。

32. 關於切實解決建築企業拖欠農民工工資問題的通知，勞社部發〔2003〕27號（2003），http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/200611/t20061101_158634.html（2020年9月13日參照）。
33. 2003-2010年全國農民工培訓規劃，國發〔2003〕79號（2003），http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_6713.htm（2020年9月13日參照）。
34. 教育部等部門關於進一步做好進城務工就業農民子女義務教育工作的通知，國發〔2003〕78號（2003），http://www.gov.cn/zwgk/2005-08/14/content_22464.htm（2020年9月13日參照）。
35. 關於將農民工管理等有關經費納入財政預算支出範圍有關問題的通知，財預〔2003〕561號（2003），http://www.gov.cn/govweb/ztzl/2005-12/30/content_143129.htm（2020年9月13日參照）。
36. 關於推進混合所有制企業和非公有制經濟組織從業人員參加醫療保險的意見，勞社廳發〔2004〕5號（2004），http://www.chinaacc.com/new/63/69/113/2004/5/ad7774511118254_0022485.htm（2020年9月13日參照）。
37. 關於農民工參加工傷保險有關問題的通知，勞社部發〔2004〕18號（2004），http://www.mohrss.gov.cn/gsbxs/zhengcewenjian/201011/t20101129_82851.html（2020年9月13日參照）。
38. 關於印發建設領域農民工工資支付管理暫行辦法，（勞社部發〔2004〕22號），http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_63355.htm（2020年9月13日參照）。
39. 關於進一步做好改善農民進城就業環境工作的通知，國發〔2004〕92號（2004），http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_6684.htm（2020年9月13日參照）。
40. 關於加強建設等行業農民工合同管理的通知，勞社部發〔2005〕9號（2005），http://www.gov.cn/ztzl/nmg/content_412489.htm（2020年9月13日參照）。
41. 關於進一步解決拖欠農民工工資問題的通知，勞社部發〔2005〕23號（2005），http://m.law-lib.com/law/law_view.asp?id=113810（2020

- 年9月13日参照).
42. 関于解決農民工問題的若干意見，國發〔2006〕5號（2006），http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_6668.htm（2020年9月13日参照）。
43. 関于做好建築施工企業農民工參加工傷保險有關的通知，勞社部發〔2006〕44號（2006），http://www.mohrss.gov.cn/gsbxs/zhengcewenjian/201011/t20101130_82860.html（2020年9月13日参照）。
44. 農民工作計劃，衛疾控發〔2006〕168號（2006），http://jiuban.moa.gov.cn/zwl1m/zcfg/qtbmgz/200605/t20060517_611534.htm（2020年9月13日参照）。
45. 関于開展農民工參加醫療保險專項擴面行動的函，勞社序發〔2006〕11號（2006），http://www.gov.cn/ztzl/nmg/content_412531.htm（2020年9月13日参照）。
46. 関于農民工參加工傷保險有關問題的通知，勞社部發〔2004〕18號，關於實施農民工“平安計劃”加快推進農民工參加工傷保險工作的通知，勞社序發〔2006〕19號，關於實施農民工“平安計劃”加快推進農民工參加工傷保險工作的通知，勞社序發〔2006〕19號和關于加快推進農民工參加工傷保險實施“平安計劃”的函，勞社險中心函〔2006〕31號（2006），http://www.gov.cn/ztzl/nmg/content_412522.htm（2020年9月13日参照）。
47. 関于切實做好當前農民工工作的通知，國發〔2008〕130號（2008），http://www.mohrss.gov.cn/nmggzs/NMGGZSzhengcewenjian/200812/t20081231_83075.html（2020年9月13日参照）。
48. 関于切實解決企業拖欠農民工工資問題的緊急通知，國發明電〔2010〕4號（2010），http://www.gov.cn/zwgk/2010-02/05/content_1529273.htm（2020年9月14日）。
49. 関于印發〈元旦、春節期間保障農民工工資支付工作方案〉的通知（2011），http://www.mohrss.gov.cn/ldgxs/LDGXqiyegongzi/LDGXongzizhifubaozhang/201012/t20101216_77750.htm（2020年9月14日参照）。

50. 閔与開展 2012 年農民工合同簽訂春暖行動的通知，人社廳明電〔2012〕2 号（2012），http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbz/lbk/laodongguanxi/laodongguanxitiedao/201202/t20120215_87334.htm（2020 年 9 月 14 日參照）。
51. 司法部閔与做好 2013 年農民工工作的通知，司發通〔2013〕33 号（2013），<https://www.chinacourt.org/article/detail/2013/03/id/932932.shtml>（2020 年 9 月 14 日參照）。
52. 國務院閔与進一步做好為農民工服務工作的意見，國發〔2014〕40 号（2014），http://www.gov.cn/gongbao/content/2014/content_2764683.htm（2020 年 9 月 14 日參照）。
53. 國務院弁公序閔与支持農民工回鄉創業的意見，國弁發〔2015〕47 号（2015），http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-06/21/content_9960.htm（2020 年 9 月 14 日參照）。
54. 閔与做好 2016 年司法行政系統農民工工作的通知，（2016），http://www.mohrss.gov.cn/nmggzs/NMGGZSgongzuodongtai/201603/t20160324_236320.html（2020 年 9 月 14 日參照）。
55. 國務院弁公序閔与印發保障農民工工資支付工作考核弁法的通知，國弁發〔2017〕96 号，http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/12/content_5246271.htm（2020 年 9 月 14 日參照）。
56. 閔与印發 2019 年度保障農民工工資支付工作考核細則的通知，國治欠弁發〔2019〕2 号，http://www.law-lib.com/law/law_view1.asp?id=663228（2020 年 9 月 14 日參照）。
57. 中華人民共和國土地承包法（2003），中華人民共和國司法部，中國政府法制信息網，http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2019-01/17/592_227050.html（2019 年 7 月 9 日參照）。
58. 庄国泰（2015），我国土壤污染現狀与防控策略。中国科学院刊，增刊，2015（30），257-263。
59. 周紹東·邵俊傑·卜俊煜·高雅婷·鄧宏偉·陳文琦·姚謹（2018），中国農村土地制度第二次飛躍—基于馬克思主義政治經濟學的解讀[J]。理論縱橫与中国經濟學，28（4），4-11。

60. 田偉利・川上洋司（2005），中国における都市特性と土地の流動性の関連性に関する研究. 都市計画論文集, 40.2 卷 80-87.
61. 劉廣棟・程久苗（2007），1949 年以来中国農村土地制度変遷的理論和実践[J]. 中国農村觀察, 2007 (02), 72-82.
62. 櫻江（2019），從兩個飛躍理論看新時代農村土地制度改革—基于建国 70 年来的経験分析. 可持続発展, 9 (4), 572-578.
63. BTMU(China)経済週報（2015），中国の農村土地改革，所有権・請負権・経営権を分離，経営権を譲渡可能に～農民の財産収入の増加が期待できる. 2015 年 1 月 5 日，第 235 期，1-11.
64. 羅小曼・山路永司（2013），中国農村の小城鎮建設における土地問題－H 省 S 県を事例に－. 農村計画学会誌 32(Special Issue 号), 215-220.
65. 阪本楠彦（1981），中国農業の現状. 農業土木学会誌, 49 (8), 663-668.
66. 桂華（2019），論我国農地制度的変遷与績効. 思想戰線, 45 (3), 133-141.
67. 張学博・丁卉（2019），新中国 70 年視野下的農村土地制度新一輪改革与創新. 党政研究, 2019 (3), 15-27.

第3章 私営農企業の農業参入による農地経営権取得 と生産組織・技術普及体制の構築

第1節 本章の目的

中国では、農地経営権を取得できるのは、農村集団組織（農家、専業合作社、家庭農場、他の農企業を含む）、工商企業など農業生産経営能力のある組織と個人である（中華人民共和国土地承包法 2018）。2003年の「農村土地請負法」が実施され、農家の農地請負経営権は相互交換、有償譲渡が認められた。しかし、農地の請負権と経営権が分離されていなかったため、2013年までに請負経営権を譲渡した農地は2割に留まった。その後、2014年の「中央1号文書」により、農家の農地請負権と経営権に明確に分けられ、農家は請負権を有しながら、農地経営権のみを貸し出すことが可能になった（李 2017）。

農地経営権の移譲に関しては、農家同士や農家と合作社間の農地経営権移譲に関する研究が多く行われてきた。農家同士の農地経営権の移譲において、経営権利用料や貸借期間などの条件は双方の話し合いの上で決定される（林 2003, 陳ら 2004）。また、農地経営権移譲の契約は、農家間や親戚間での口頭契約で行われ、公式な契約書を交わすことは少ない（朱ら 2009）。

中国全国での私営農企業による農地経営権取得の面積は、2010年から2016年までに1,508万ムー^{注1)}から4,638万ムーに増加した。うち山東省では、2016年時点までに2,000万ムーの農地経営権が私営農企業により取得されており、中国全体の約4割を占めている（土流網数据服务中心, 土易網数据統計 2016）。山東省沿海部農村では、過疎化・高齢化が進み、今後管理できなくなる農地の増加が危惧される。そのような中で、既存の私営農企業に加え農業以外の分野から新規参入する私営企業の役割が重要であると考えられる。政府も2015年に「農業

企業による新技術の開発の推進」、2017年に「特色ある農産物を生産、技術開発を行う農企業に対する支持を強化」することを、それぞれの年の「中央1号文書」により示し、補助金を交付している。

馬ら（2014）は、私営農企業を事例として農地経営権移譲に関する各種の法律・中央政府の会議決定を整理し、私営農企業の農地取得時の法整備の必要性を述べている。また、呂ら（2009）は、地方政府が強制的に農地経営権を私営農企業に移譲し、経営権移譲農家の意思が無視される事を課題と指摘している。このように私営農企業の農地経営権移譲に関しては課題が多いことが指摘されている。しかし、新規参入する私営農企業の農地経営権取得を調査した研究はみられない。また、政府により推進される農企業による技術開発についても、新技術導入時の生産体制の実態は明らかにされていない。

そこで本章では、山東省沿海部農村の新規参入私営農企業を事例とし、①農地経営権取得の経緯と関係機関との交渉過程を整理し、②新規作物を導入する際に必要となる生産現場の労働資源の獲得や技術普及実態を整理する。以上の結果踏まえて、私営農企業の新規参入時の農地経営権取得および生産に関する技術普及体制の構築の方策を検討する。

注1) ムーは中国の単位で、15ムーが1haを表す。

第2節 調査対象の概要

1 対象地の概要

本研究の調査対象地は山東省沿海部の煙台市と威海市である（図3-1）。

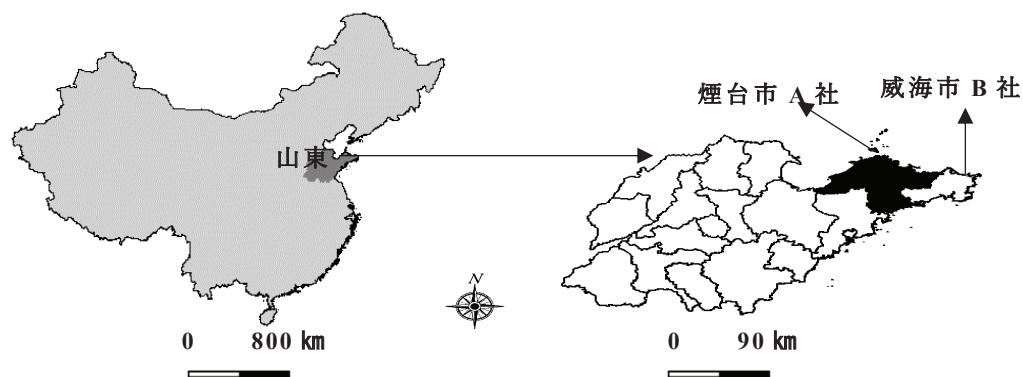


図 3-1 調査地の位置

1) 煙台市

煙台市は、山東半島の北海岸に位置し、東は威海市、南と西は青島市にそれぞれ接する。総面積は 1.37 万 km^2 、海岸線は 702.5km である。地形は 36.62% が山地、39.7% が丘陵地、20.78% が平野、2.9% が水面である（煙台市人民政府ホームページ 2020）。

2019 年に現住人口は 713.8 万人であり、2018 年より 1.62 万人増加した。うち都市部は 467.0 万人、2018 年より 3.54 万人増加した。農村人口は 246.8 万人、2018 年より 1.95 万人減少した（煙台市国民经济和社会發展統計公報 2018 2019）。

煙台市の農業に関しては、2010～2019 年の 10 年間の統計データ（表 3-1）から見ると、小麦・トウモロコシなど食糧の作付面積は 596.3 万 ムーから 444.9 万 ムーまで減少した。つまり、合計 151.4 万 ムー、年間で平均約 15.1 万 ムー減少している。野菜の作付面積は 2010 年の 63.0 万 ムーから 2018 年の 56.4 万 ムーまで減少し、年間 0.7 万 ムー減少している。2019 年には、野菜の作付面積は 2018 年より 3.7 万 ムー増加した。リンゴを主とした果実生産量は 10 年間で合計 223.4 万 t 増加し、年間で平均 22.3 万 t 増加している。その他の名産はナシ（写真 3-1）もある。齊魯網のニュース（2017）によると、煙台市の農産物の輸出量は、中国全体の同レベルの市の中で 1 位になっている。重要な輸出

入空港と港湾は煙台国際空港（写真3-2）と煙台港（写真3-3）がある。

表3-1 煙台市農産物作付面積（万ムー）・生産量（万t）
の推移

年次	食糧 (万ムー)	野菜 (万ムー)	果物 (リンゴ万t)
2010年	596.3	63.0	456.1 (376.7)
2011年	608.6	59.9	483.1 (397.6)
2012年	606.0	59.7	506.4 (419.3)
2013年	600.5	59.1	508.0 (419.0)
2014年	591.8	59.0	515.8 (422.5)
2015年	584.9	57.9	558.7 (463.7)
2016年	565.6	56.1	565.8 (481.3)
2017年	547.8	55.1	571.1 (484.5)
2018年	461.7	56.4	652.4 (559.0)
2019年	444.9	60.1	679.5 (573.6)

資料：2011～2020年の煙台市国民経済と社会発展統計公報
より作成。

注)：食糧は小麦、トウモロコシ、大豆、サツマイモなどの合
計である。



写真3-1 煙台市の名産物であるリンゴとナシ

資料：煙台市農業農村局 <http://nongye.yantai.gov.cn/col/col20504/index.html> (2021年2月14日参照)



写真 3－2 煙台国際空港

資料：<http://www.ytairport.com.cn/jcgk/jczp/4/1.html>
(2021年2月14日参照)



写真 3－3 煙台港

資料：航運新聞
<http://www.ytairport.com.cn/jcgk/jczp/4/1.html>
(2021年2月14日参照)

2) 威海市

威海市は山東半島の最東部に位置し、煙台市と隣接している。総面積は 5,799.8 km²、海岸線は 985.9km である。

2019 年の現住人口は 283.6 万人であり、2018 年より 0.6 万人増加した。うち都市部は 194.9 万人、2018 年より 2.9 万人増加した。2019 年の農村人口は 88.7 万人であり、2018 年より 2.39 万人減少した（威海市国民経済和社会発展統計公報 2018 2019）。

威海市の農業に関しては、小麦・トウモロコシといった穀物が主に生産されている。総作付面積は 2018 年までの 7 年間で約 95 万ムー減少している。各作物の作付面積の推移から見ると、薬草の作付面積は 2012 年の 2.6 万ムーから 2018 年までの 4.4 万ムーまで増加し、年間で平均 0.25 万ムー増加している（表 3-2）。

重要な輸出入空港と港湾は威海空港と威海港（写真 3-4）がある。

表 3-2 威海市農産物作付面積の推移（万ムー）

農産物	年次・作付面積						
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
総作付面積	398.2	396.9	349.2	333.2	320.4	304.5	303.9
小麦	117.9	116.3	90.6	82.6	84.8	74.4	75.2
トウモロコシ	130.1	122.9	105.8	100.1	96.3	98.2	94.8
大豆	10.8	10.6	8.3	8.1	7.7	7.9	7.9
サツマイモ	9.7	9.5	8.0	7.9	7.5	6.1	6.5
ピーナッツ	99.4	99.4	97.5	94.7	82.9	81.7	82.2
蕎草	2.6	2.9	3.1	4.0	4.3	4.3	4.4
野菜	29.7	30.1	30.8	30.6	30.7	28.3	28.5
スイカ	2.6	2.5	2.6	2.5	2.5	2.0	1.9
ウリ科他の スイカ属	2.2	2.4	2.3	2.5	2.6	1.9	1.9
その他	0.26	0.25	0.22	0.2	0.08	0.08	0.04

資料：2013～2019 年の威海市統計年鑑より筆者作成。



写真 3-4 威海港物流センター

資料：<http://www.whport.com.cn/>
(2021年2月15日参照)

2 対象企業の概要

山東省の農業以外の産業から新規参入した私営農企業を対象として調査を行った。対象企業の特徴は、①2014年「中央1号文書」の公布以前に農業に参入、②烟台市と威海市の2つの異なる市で農地経営権を獲得、③自社開発した新品種であるサクランボ苗（写真3-5）を新規に栽培、の3点である。



写真3-5 威海市のサクランボ苗の圃場

なお、烟台市ではA社、威海市ではB社を設立しているが、社長は同一の人物（C氏）である。2018年6・8月、2019年7月にA・B社の社長（C氏）、技術顧問（烟台農科院サクランボ研究所所長）、農地経営権を取得した村の関係者である村主任と書記などを対象にヒアリング調査を実施した。調査項目は、①企業の展開および農地経営権取得の経緯、関係機関との交渉過程、農地経営権移譲の手続きの流れ、②新規作物であるサクランボ苗の生産に向けた生産組織と技術普及の体制、を設定した。

いずれの企業とも有限公司であり、投資額は両社合わせて約2.5億元である。サクランボ苗の新品種の開発と、生産販売が主な事業であり、A社の売上高が2,000万元（2017年度）である。B社では、調査時点（2018年）では販売されていなかった。サクランボ苗は、予約販

売を行い、契約している運送会社を通じて、山東省のみならず中国全土に販売されている。

C 氏はスーパーマーケットを経営していたが、2005 年にその権利を売却し、農業経営を開始した。その理由は、①農地経営権移譲意向がある農家が多くみられ農地獲得の可能性が高いこと、②新規作目であるサクランボ苗の生産により収益性が見込まれること、の 2 点である。対象企業の事業展開（表 3-3）は、まず 2007 年に烟台市で 2 村（35 戸）から農家と直接契約により C 氏個人として農地経営権を取得し、クルミ栽培で農業経営を開始した。その後、2008 年から 2014 年にかけて、サクランボ苗生産を企画し、情報収集を行った。2015 年に烟台市に A 社を設立して、サクランボ苗生産を開始し、2016 年に烟台農科院で A 社のサクランボ苗の育苗センターを設立した（写真 3-6）。その後、威海市で 1,000 ムーを C 氏個人で農地経営権を取得し、威海市で農業経営を開始した。2017 年に威海市 B 社を新設し、新たに 2 村（100 戸）から 1,000 ムーの農地経営権を取得した。また、同時期烟台市 A 社が生産したサクランボ苗の販売が開始された。2018 年時点で、烟台市で 1,000 ムー、威海市で 2,000 ムーの合計 3,000 ムーの農地経営権を有していた。将来、サクランボ観光農園や農家樂を経営する計画がある。

表 3-3 対象企業の事業展開

年次	烟台市
2003 年	「農村土地請負法」の実施
2007 年前半	1,000 ムーを個人で取得、クルミ栽培開始
2007 年後半	イチジクへの転換、クルミは 1 割残る
2008 年 - 2014 年	サクランボ苗生産の企画
2015 年	A 社を設立、サクランボ苗生産開始
2016 年	烟台農科院で A 社のサクランボ苗の育苗センター設立
2017 年	A 社がサクランボ苗販売開始

年次	威海市
2017 年	B 社を設立、新たに 1,000 ムー取得、サクランボ苗生産開始
2019 年	サクランボ苗販売開始

資料：ヒアリング調査により筆者作成。



**写真 3-6 煙台市農科院に設立した
A, B 社のサクランボ試験・育苗センター**

3 経営権を取得した村の概要

対象企業は山東省煙台市の 2 村と威海市の 7 村の 9 村で、農地経営権を取得している（図 3-2, 写真 3-7, 表 3-4）。これらの村が所属する鎮（市の下部組織）は両市とも一つで近接している。いる。煙台市の 2 村は市中心部から約 35km, 車で約 45 分、威海市は市中心部から約 90km, 車で約 1 時間 45 分である。いずれの村とも中学校がなく、若年層の都市部への移住が進んでいる。丘陵地に位置しており、小麦やトウモロコシなど伝統的な作物が主に生産されていた。対象企業が生産するまでサクランボ苗の生産は行われていなかった。威海市では、対象企業以外に、朝鮮人参などを生産している私営農企業の参入も見られる。この地域の農業従事者は 60 歳以上が大半であり（一部の村は 70 歳以上）、鎮内の職場での兼業による自給的農業が主である。

近年、都市部で就業した子女とともに都市部に移住する農家が増加しており、不在村地主が顕在化になってきた。これらの不在村地主の一部が A・B 社に農地経営権を移譲している。経営権移譲農家の年齢は 65～70 歳が多く、経営権移譲農家の平均農地面積は威海市で 28.6

ムー、烟台市で 6.9 ムーであったが、村ごとの差異が大きい。また、村全体の農家数や農地面積と比較した際の経営権移譲農家の特徴には一定の傾向は見られなかった。

なお、農地経営権利用料の決済は、各村が属する镇政府に、A・B 社が利用料を一括して支払い、镇政府が農家に分配している。農地経営権移譲期間は最大 30 年であり、農家の同意があれば、30 年間のさらなる延長が可能である。対象企業の農地経営権利用料は、2018 年以前は土地条件によって異なり 300～500 元/ムーであったが、2018 年以降は 500 元/ムーに統一された。

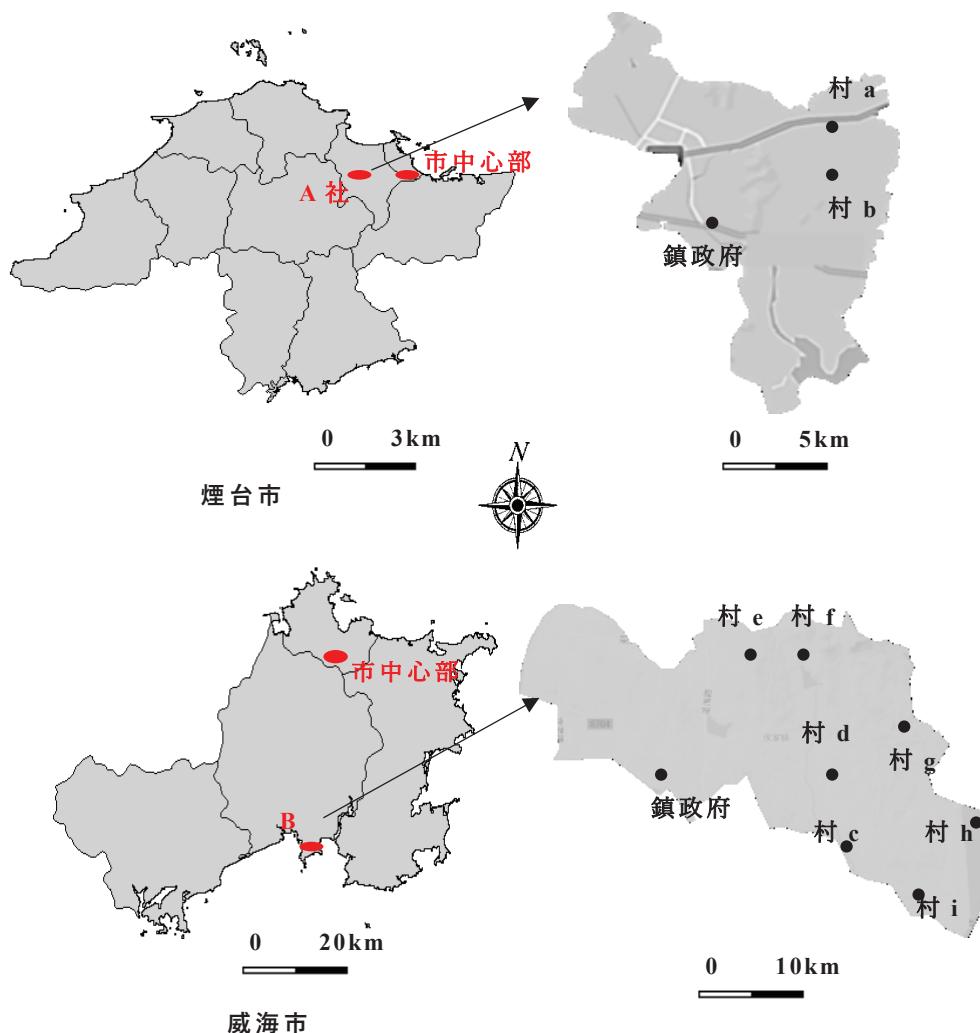


図 3-2 対象企業の圃場の分布



写真 3-7 農地経営権取得する村の様子

表 3-4 対象企業が農地経営権を獲得した村と経営権移譲農家の概要（2018年）

	村	村全体			経営権移譲農家		
		農家数	農地面積	平均面積	農家数 (%)	農地 面積	平均 面積
烟台市	a	75	956	12.7	10 (13.3)	400	40.0
	b	102	1,033	10.1	25 (24.5)	600	24.0
	計	177	1,989	11.2	35 (19.7)	1,000	28.6
威海市	c	63	1,080	17.1	40 (63.4)	150	3.8
	d	58	900	15.5	40 (68.9)	240	6.0
	e	138	1,103	7.9	5 (2.1)	70	14.0
	f	200	1,000	5.0	100 (50.0)	450	4.5
	g	43	900	20.9	3 (6.9)	90	30.0
	h	221	2,300	10.4	58 (26.2)	450	7.8
	i	146	1,021	6.9	42 (28.8)	550	13.1
	計	869	8,304	9.5	288 (33.1)	2,000	6.9
計		1,046	10,293	9.8	323 (30.8)	3,000	9.3

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

注：1) 経営権移譲農家数の（ ）内は各村の総農家数に占める割合である。

2) 農家数の単位は戸、農地面積の単位はムーである。

3) 村全体の値は戸籍上の農家数である。

第3節 農地経営権取得の流れ

威海市を事例に農地経営権取得の流れを説明する。対象企業は、社長であるC氏と友人関係であった村fの村長から、当該地域では不在村地主が増加しており農地経営権取得意向のある農家が増加している

との情報を得ていた。そこで、対象企業は、農地経営権取得交渉を行う村を決定した。その後の対象企業の農地経営権取得は、1) 農地経営権の交渉を行う村に関する詳細な情報収集、2) 農地利用プランの作成と镇政府による認証、3) 農家と経営権移譲契約の交渉と契約書の締結、4) 締結された契約書への镇政府の認証の4段階に分けられる。対象企業では、1) 情報収集段階では各村の村長と人脈、2) 農地利用プランの作成では山東省の研究機関、3) 農地経営権移譲交渉に関しては、各村の村委員会、との関係を構築していた。

情報収集において、村fの村長を通じて、他の6村の村長との信頼関係の構築に努めた。各村の村長から村の状況や農地経営権移譲意向がある農家の有無など、農地経営権獲得に向けた情報収集を行った。その後、対象企業が各村において農地経営権移譲の交渉を行うことの内諾を得た。

農地利用プランの作成は、法律で定められた義務ではないが、当該地域の私営農企業の農地経営権取得の際には、一般的に実施されている。その理由として、作成した農地利用プランが镇政府から認証を受けることにより、農家との農地経営権交渉を有利に進めることができること、最終的な農地経営権移譲契約書への镇政府の認証を受けやすくなることがあげられる。

対象企業は2005年に烟台市、2013年に威海市において、山東農業大学農業経済学の専門家を招聘、現地調査を実施した。これらの現地調査の結果を踏まえて、「農地利用プラン 威海2015」(表3-5、写真3-8)の作成を大学の教員に依頼した。この様にして作成した農地利用プランは、当該地域の概要、自社のサクランボ苗生産に向けた体制の説明、サクランボ苗生産を行うことで当該地域に及ぼす経済的・社会的影响、将来的なサクランボ苗生産の課題、といった幅広い内容にわたっている。この中で、自社での栽培技術の普及体制の構築、公的機関からの技術指導に関しては他農企業の農地利用プランに見られないオリジナルな点であると、C氏は強調していた。

表 3-5 「農地利用プラン 威海 2015」の構成

第 1 章	総括
第 2 章	生産基地成立の必要性、条件、および実効性
第 3 章	サクランボ苗の市場調査、分析
第 4 章	自社技術顧問、連携機関の説明
第 5 章	出資者、投資額の説明
第 6 章	環境保護、火災、省エネルギー対策
第 7 章	経済、社会、生態の効果の推測
第 8 章	結論、今後当該地域でのサクランボ苗生産の課題、発展方向

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

目 景

第一章 总 论	3
1.1 项目概况	3
1.2 编制的主要依据、原则及范围	6
第二章 项目建设的必要性和可行性分析	7
2.1 背景	7
2.2 项目建设的必要性及意义	7
2.3 项目建设的可行性	10
2.5 总体判断	10
2.6 可行性建议的主要结论	14
2.7 价值延伸及综合评价	15
第三章 市场分析	17
第四章 项目规划方案	21
4.1 项目定位方案	21
4.2 建设内容及规模	21
第五章 投资估算及资金筹措	25
5.1 投资估算	25
5.2 资金筹措	25
第六章 环境保护、安全消防与节能	26
6.1 环境保护	26
6.2 安全卫生	28
6.3 消防	28
6.4 节能	29
第七章 经济效益及社会效益评价	30
7.1 经济效益分析	30
7.2 社会效益分析	30
7.3 生态效益分析	30
第八章 结论与建议	32
8.1 结论	32
8.2 建议	32

写真 3-8 「農地利用プラン 威海 2015」の目次

資料：対象企業の資料による。

镇政府では、提出された農地利用プランを審査し、その内容が優れているものに「認証」を与える（図 3-3）。対象企業では、作成した農地利用プランが認証を得られた理由として、2.5 億元（約 38 億円）の資本を投入していること、烟台農科院など研究機関との連携などにより新規作目の生産に必要な技術基盤を有すること、当該地域において産地育成が行われ将来的な農地の保全・高度利用が期待されることの、

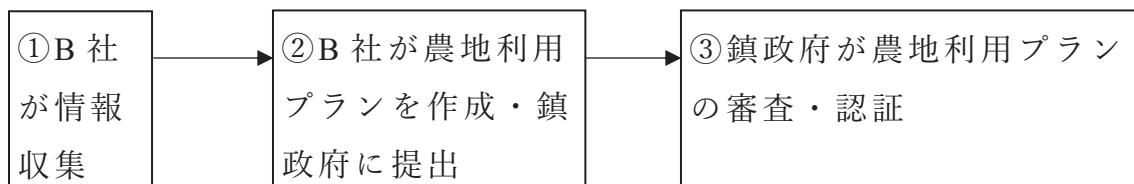


図 3-3 農地利用プラン認証の流れ

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

3点であると分析していた。

農地経営権移譲には、借り手側の企業と貸し手側の農家一戸ごとの交渉と同意が必要となる。そのために、対象企業の様に多くの農家から農地経営権を取得するためには多くの時間とコストが必要となる。対象企業は、村民委員会を通じて農地経営権委託交渉を行っていた。その流れは以下のとおりであり、①農地利用プランを村民委員会に提出、②対象企業と村民委員会が交渉し、地代や契約期間などの農地経営権移譲の条件案を策定、③策定された条件案に基づいて対象企業は具体的な契約書を作成し、村民委員会に提示、④村民委員会が、対象企業が提示した農地経営権移譲条件を農家に説明し、農家ごとの意向を確認、⑤経営権移譲意向のある農家の2/3以上同意が得られた場合に村民委員会の監督の下で契約が締結される。



写真 3-9 交渉の場である村民委員会および活動内容

交渉は、農地経営権移譲意向のある農家が不在村地主であるために、電話や Wechat グループを通じて、契約書の内容と条件を村民委員会が説明した。また、農家の 2/3 以上同意を得るために、③の段階で対象企業から提示された契約書の内容に賛同しない農家は除いて交渉が継続された。

交渉の終了後、⑥村民委員会が当該契約書を镇政府に提出する。⑦镇政府は当該契約書の内容・農地利用プランおよび工商部門での対象企業の登録情報を合わせて審査を行う。⑧審査を経て、镇政府より契約書が認証されることで農家と対象企業との農地経営権の契約が成立する（図 3-4）。なお、この段階で対象企業と同じ村を対象とした他企業の農地利用プランの認証が無効になる。

鎮と村の関係を説明する。中国の行政機構を図 3-5 に示す。中国の行政区画は、省・自治区・直轄市人民政府、自治州（盟）・県・自治県・市人民政府、郷・民族郷・鎮人民政府の 3 段階に分かれている。中国の末端の行政区画である郷・鎮人民政府は、管轄している村の自治範囲内の自治事務（村民委員会委員の選挙、村の治安、行事、祭等）を指導し、管轄している村の行政事務（国の法律・政府の公共政策の実

施など)を管理する機能を果たしている(郭 2001)。

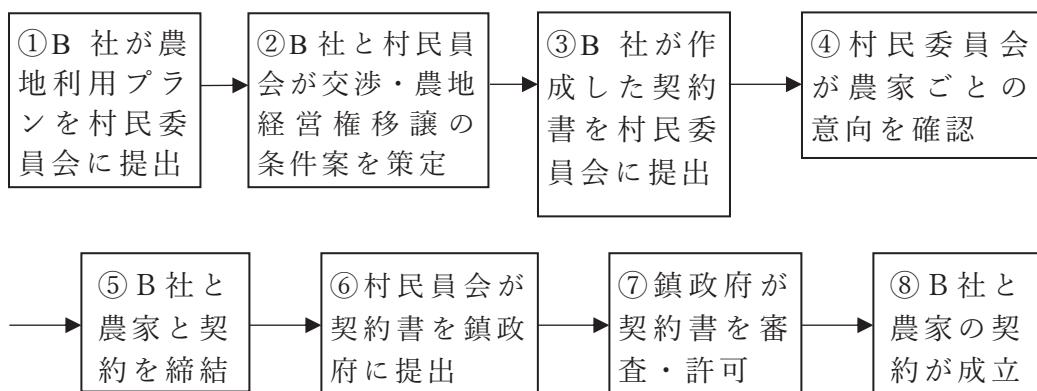


図3-4 農地経営権移譲手続きの流れ

資料:ヒアリング調査により筆者作成。

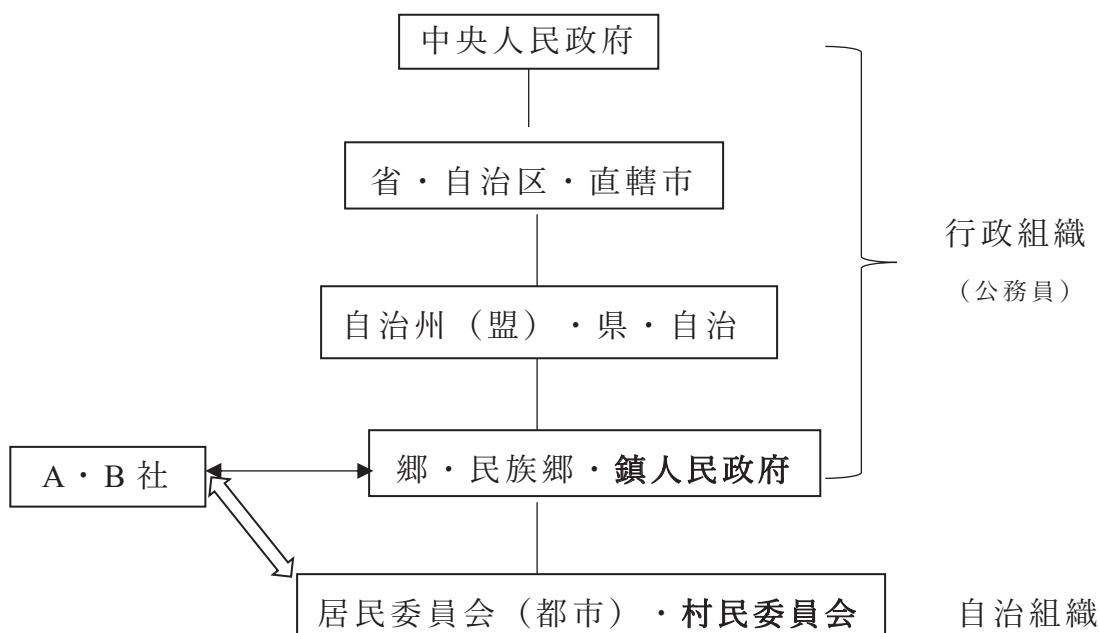


図3-5 中国の行政機構

資料:1. 中華人民共和国行政区画(2003),

http://www.gov.cn/guoqing/2005-09/13/content_5043917.htm
(2020年11月30日参照)

2. 烏ら(2007), を参考に筆者作成。

注:1. 自治区, 自治州(盟), 自治県, 民族郷は少数民族の自治権を保障するため設置している行政区を指す(中華人民共和国民族区域自治法 2005)。

第4節 生産組織と技術普及体制

対象企業では、サクランボ苗生産技術を持つ技術顧問を雇用し独自の技術普及体制を構築している。また、農地経営権を獲得した農村周辺の農家を直接雇用した生産隊を組織し、サクランボ苗の生産を行っている。煙台市では2つ、威海市では3つの生産隊を組織している。

1 技術普及体制

対象企業では、自社で開発した新品種のサクランボ苗の生産を行っており、現地での技術指導が不可欠である。そこで、AおよびB社では、技術顧問として山東省煙台市農科院サクランボ研究所の所長を雇用し、技術指導・普及する仕組みを作った（図3-6）。この技術顧問が土壌分析を行い、土壌条件に応じた施肥、育苗、病虫害防除、肥料の葉面散布、剪定の技術指導を生産隊長に対して行っている。この技術指導は、年2～3回であるが、不定期にC氏と圃場を巡視しながらの指導も行っている。

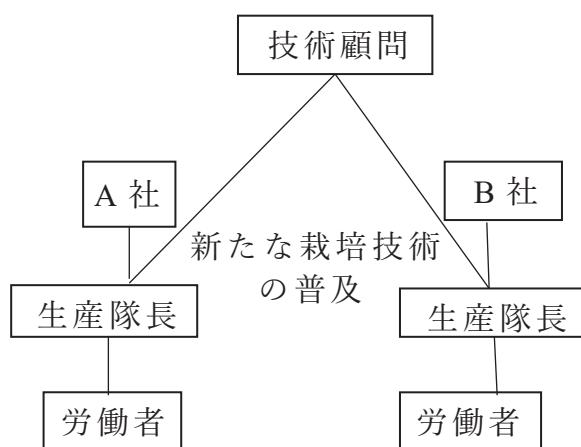


図3-6 生産組織管理
資料：ヒアリング調査により筆者作成。

重大な技術問題や病虫害が発生した場合、連携研究機関である北京

林科院林業果樹研究所、山東省果樹研究所サクランボ工程技术研究センター、遼寧省大連市農科院果樹研究所から専門家を招聘し、技術顧問と共同で対応に当たる。その他、サクランボ苗の新品種の開発には、烟台市農科院サクランボ研究所および他機関（表 3-6）と連携しながら、村内に試験圃場を設置して試験栽培を行っている。

表 3-6 技術顧問および連携研究機関

山東省烟台市農科院サクランボ研究所	技術顧問
北京林科院林業果樹研究所	
山東省果樹研究所サクランボ工程技术研究センター	連携している 研究機関
遼寧省大連市農科院果樹研究所	

資料：ヒアリング調査より筆者作成。

2 生産組織

対象企業では、生産隊長（A 社が 2 人、B 社が 6 人）と労働者で組織された生産隊を構築し、農作業を行っている（写真 3-10）。生産隊長は村の出身で、60 歳以上の農家であるが農地経営権移譲農家ではない。小麦、サクランボ果実などの栽培経験はあるが、新品種サクランボ苗の栽培経験がなく、前述の技術顧問から技術指導を受けている。労働者は、近隣の村から雇用され、烟台市 A 社では、常時雇用 5 名、臨時雇用 60 名であり、威海市の B 社では、常時雇用 12 名、臨時雇用 360 名である。臨時雇用は主に年 2 回の出荷作業と施肥作業を行っている。

労働者は、55～60 歳で A・B 社に農地経営権を移譲していない地元農家である。



写真 3-10 新たな栽培技術普及を担当している生産隊長
(威海市)

表 3-7 は生産隊の作業内容および作業期間を示す。出荷は年間を通じておこなわれているが、顧客からのサクランボ苗の注文は、春（12～2月）と秋（9～11月）の年2回に集中する。7月と11月には、C氏と技術顧問と生産隊長が各圃場を巡回し、サクランボ苗の生育状況を確認し、顧客の注文に応じて出荷するサクランボ苗の発送先を決定している。

労働時間は毎日8時間で、臨時雇用の時給は、2018年8元、2019年10元で、給料は月1回現金で支払う。常時雇用の年給は5万元、隊長は20万元であり、年2回に分けて支払われている。重労働がなく、高齢労働者でも作業できる。

表 3-7 生産隊の月別作業内容および作業期間
(2018 年度 煙台市の事例)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
植栽												
施肥												
除草												
出荷準備												

資料：ヒアリング調査により筆者作成。



写真 3-11 サクラランボ苗用
栄養剤を運搬・散布する労働者



写真 3-12 除草作業



写真 3-13 村長の家に保管されている作業用農業機械

第 5 節 考察

第 1 に、新規に参入する私営農企業の農地経営権取得の方策について考察する。

まず、農家と条件交渉の際には、自治組織である村民委員会を通じて、多数の小規模農家へ交渉の情報を伝達し、農家の意向を把握する仕組みになっている。そして、農地経営権の取得の交渉を行うことの内諾を得ていた。当該農企業は関知しないため、事前の情報収集の段階において、農家や村民委員会との人脈を構築し、農家の望む条件を的確に把握することが円滑な交渉と同意につながると考えられる。C 氏は村から農地経営権を取得する時に、まず 1 つの村の村長と交流関係を構築し、他の村長へと交流関係を広げており、農家の情報を収集するための探索コスト削減につながっていた。また、契約条件に同意する農家のみと契約することは、合理的かつ迅速的な農地集積といえる。

次に、行政組織である镇政府による契約書の認証を得ることも農地経営権取得には不可欠である。他社に対する競争の優位性を高めることが重要であり、専門家との連携のもと策定した農地利用プランがそ

の役割を果たした。企業の営農能力を提示し、鎮政府の審査の円滑化と最終的な契約書の認証に有利に働いたと考えられる。ただし、本事例では他社との競合は発生しなかった。

第2に、新技術による生産を行う農企業の技術普及体制の構築方策について考察する。

新しい技術獲得のために、当該企業は技術顧問を自社で雇用し、地元労働者の自社雇用により生産隊を組織していた。技術普及は生産隊長を中心に実施した後、労働者にも技術普及を実施していた。農地経営権取得の拡大に伴う体系的な技術普及体制の構築により、社内では、技術顧問－生産隊長－労働者という垂直的な技術普及指導モデルを構築していた。

以上のことから、対象企業の様な私営企業が農地経営権を取得するためには、自治組織である村民委員会との交流関係の構築と同時に、行政組織である鎮政府に自社の経営能力・経営計画を提示することが重要である。また、農地利用プランの作成や新規作目導入時の技術指導には、大学や研究機関などの専門家との連携も不可欠である。

参考文献

1. 王偉安・駄田井久・東口阿希子・横溝功（2021），中国山東省沿岸部における私営農企業の新規参入—農地経営権取得と生産組織・技術普及体制の構築に関する一考察. 農業経営研究, 58 (4), 57-62.
2. 陳廷貴・中川聰七郎（2004），第二次農家生産請負責任制に関する農家の意識調査－中国重慶市広陽鎮什邡市南泉鎮を事例として－. 農村計画学会誌, (2), 22 (4), 289-298.
3. 林閩東（2003），黒竜江省における農家経営の土地利用－東方紅村と高家村を事例として－. 農林業問題研究, 39 (1), 60-64.
4. 李妍蓉（2017），現代中国の農村土地問題に関する経済学的研究－流動化と転用－. 京都大学博士学位論文.
5. 呂亞榮・王春超（2009），工商資本進入農業与農村的土地流転問題研究. 華中師範大学学報（人文社会版）, 51 (4), 62-68.
6. 馬慶東・秦在東（2014），農村土地経営権流転的研究—以山東省部分行政村為例. 華中師範大学硕士学位論文.
7. 朱震寧・史建民（2009），農村土地承包經營權流転問題研究—以山東省為例. 山東農業大学硕士学位論文, (6).
8. 土流網数据服务中心，家庭承包耕地流転去向, <https://www.tuliu.com/data/nationalWhere.html> (2020年1月19日参照).
9. 土易網数据統計（2016），数据統計：我国各地土地流転情況盤点, <http://puning.tuyinet.com/xwzx/29090.jhtml>(2020年1月19日参照).
10. 煙台市人民政府ホームページ 煙台概覧（2020），<http://www.yantai.gov.cn/col/col11751/index.html> (2020年10月19日参照).
11. 2011－2020年の煙台市国民経済和社会発展公報, <http://tjj.yantai.gov.cn/col/col117/index.html> (2020年10月20日参照).
12. 齊魯網のニュース（2017），<http://yantai.iqilu.com/ytyaowen/2017/0225/3412307.shtml> (2020年10月20日参照).
13. 煙台市国民経済和社会発展統計公報（2018），http://www.yantai.gov.cn/art/2019/4/15/art_27463_2411440.html (2020年10月21日参

照).

14. 煙台市國民經濟和社會發展統計公報（2019），http://www.tjcn.org/tjgb/15sd/36244_2.html（2020年10月21日参照）。
15. 威海市國民經濟和社會發展統計公報（2018），http://www.tjcn.org/tjgb/15sd/35788_3.html（2020年10月21日参照）。
16. 威海市國民經濟和社會發展統計公報（2019），http://www.tjcn.org/tjgb/15sd/36256_3.html（2020年10月21日参照）。
17. 威海市統計年鑑（2013～2019各年版），<http://tjj.weihai.gov.cn/col/col13261/index.html>（2020年10月21日参照）。
18. 中華人民共和國行政區画（2003），http://www.gov.cn/guoqing/2005-09/13/content_5043917.htm（2020年10月27日参照）。
19. 烏日図・星野敏（2007），中国における地方行政組織の改革とその問題. 農林業問題研究，43（1），206-211.
20. 中華人民共和國民族区域自治法（2005），http://www.gov.cn/test/2005-07/29/content_18338.htm（2020年10月21日参照）。
21. 郭正林（2002），論鄉村三重關係. 北京行政学院報，（2），1-6.

第4章 中国輸出食品加工企業における安全・安心の取り組み

第1節 本章の目的

中国において、食品衛生法が整備されたのは1995年であった。その後、2000年ごろから、相手国のおもな安全基準を満たした食品の輸出促進に向けた取り組みが行われてきた。2002年に輸出食品生産企業の管理強化のための規則が定められるとともに、輸出入検査を行う国家質量監督検驗検疫総局（以下国家質検総局とする）が整備された。しかし、2006年に香港、アメリカへ輸出した春雨からホルムーアルデヒドスルホキシル酸ナトリウムが、2012年に韓国へ輸出したキムーチからホルマリンが、ドイツへ輸出したイチゴからノロウイルスが検出された。また、2014年に期限切れの鶏肉を使用したナゲットを日本へ輸出したなどの事件が発生している（表4-1）。

表4-1 輸出食品の安全事件

年次	安全事件	輸出先
2006年	ホルムーアルデヒドスルホキシル酸ナトリウムが検出した春雨	香港、アメリカ
2012年	ホルマリンが検出したキムーチ	韓国
2012年	ノロウイルスが検出した冷凍イチゴ	ドイツ
2014年	期限切れの鶏肉を使用したナゲット	日本

資料：参考文献4を参考に筆者作成。

李（2009）によると、中国の農産物流通は、生産者、経営者、実需者の取引がそれぞれ個別に相対で売買され、多くの企業は原材料を調達

する時に不特定多数の農家から購入している。このような農家は、農産物の生産において、農産物の安全性に関する関心がなく、農業所得の追求を目指して、農薬、肥料などを多投する経営行動が指摘されていた。大島（2009）は、農家の農薬・肥料管理の熟練度は低く、技術普及システムにも問題が多かったため、使用上の過誤事件がしばしば発生している。森（2009）は、中国国内基準と国際基準の乖離を起因とする食品安全問題であることを指摘している。故に、中国食品輸出企業は、相手国の安全基準を充足する製品を生産するために、原材料の生産から輸出まで、一貫した食の安全システムを構築するのが喫緊の課題となっている。

そこで、本研究では、上述の問題に対して、中国東部沿海地域における先進的な食品輸出企業を対象として、第1に、原材料の調達、加工、出荷までの各段階の取り組み実態を把握する。第2に、生産者、需用者、従業員などの各ステークホルダーと食品企業の関係整理を行い、輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売に関する資源管理の仕組みを明らかにする。

第2節 調査対象の概要

1 対象地の概要

本研究の研究対象地は、山東省煙台市である（図4-1）。中国におけるリンゴ、ブドウ、サクランボ等有数の果実産地であり、落花生等の農産物の栽培、および農産物加工業も盛んである。とりわけ大粒落花生の産地として有名である。

煙台市の概要是第3章の第2節で述べたので、この節で省略する。

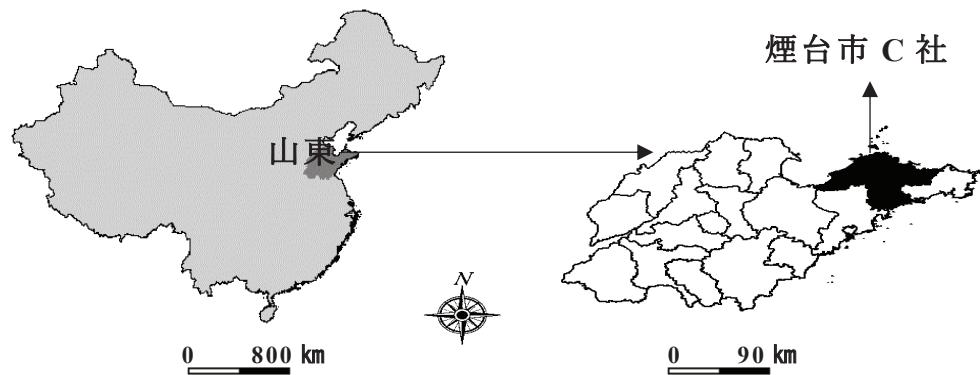


図 4-1 調査地の位置

2 対象企業の概要

本研究の事例企業（以下 C 社とする）は、1972 年に国営企業として中国山東省煙台市に開業し、1992 年に股份公司¹⁾の経営形態になり、同年に日本の食品企業との取引を開始した。主に落花生を加工し、その製品を輸出している（写真 4-1）。原材料の指定生産地に関しては、山東省煙台市に、10 万ムー^{注 2)}の栽培面積があり、遼寧省の国営農場に、5,000 ムーの栽培面積がある（写真 4-2）。生産量は年間 15,000 トンであり、2016 年度の売上高は 1.2～1.5 億元であった。2017 年度の売上高は、9 月の調査の時点で既に 1.5 億元に達していた。製品の 9 割は OEM として日本へ輸出され、1 割をパウダーとスライスに加工して、中国国内のパン屋等に販売している。経営理念は、「最高の品質、最高のサービスを実現する」ことである。さらに、2000 年に ISO9001-2000 国際認証を取得し、2008 年に HACCP 認定、Halal 認定、ISO/IEC17025 認定なども取得している。また、社内では、自社の落花生研究所を有している（写真 4-3）。

C 社の正社員は 120 人で、製品の品質のさらなる向上のため、長年にわたって落花生加工に関する最先端の生産技術を導入し、2 割の管理・研究職の社員は頻繁に海外で技術研修を行っている（表 4-2）。



写真 4-1 C 社の製品



写真 4-2 C 社の指定生産地



写真 4-3 C 社の落花生栽培
研究所

表 4-2 C 社の概要

会社形態	股份公司	
従業員数	120 人	
主な製品	落花生加工品	
指定生産地 それぞれの面積	山東省煙台市	10 万ムー (6,670ha)
	遼寧省瀋陽市 (国営農場)	5,000 ムー (333.5ha)
生産量	年間 15,000 トン	
認証・資格	ISO9001-2000 認証 HACCP 認定, Halal 認定, ISO/IEC17025 認定	
輸出先	日本	

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

注 1)：股份有限公司は股份公司とも言う。「股份」は株式、「公司」は会社である。日本の「株式会社」と同じである。C 社では、株式の半分を自社の従業員が持っている。

注 2)：ムーは中国の単位で、15 ムーが 1ha を表す。

3 調査方法

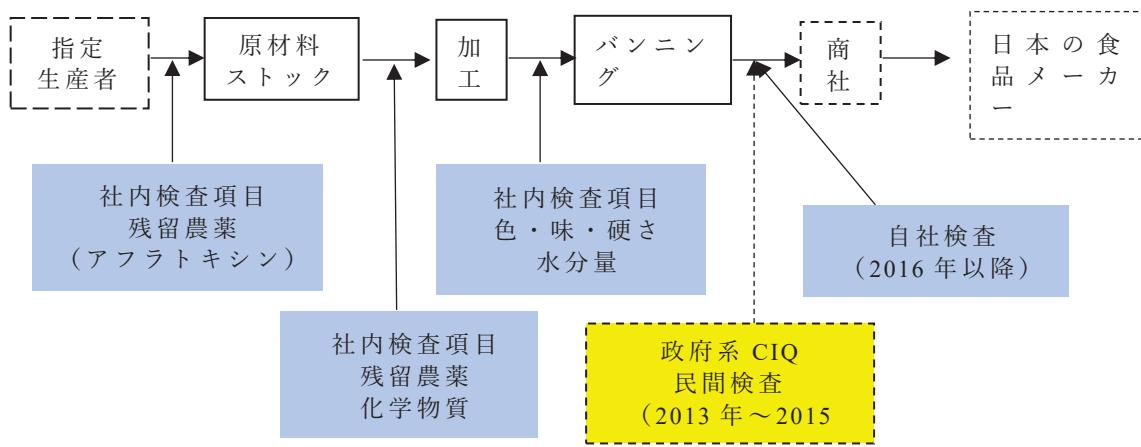
調査方法は、2017 年 9 月、2018 年 9 月の 2 回に、当該企業の経営者を対象とした聞き取り調査を実施した。調査項目は、1) 原材料・製品の流通過程に関して、原材料の調達時、社内における加工時、製品の出荷時における各段階の取り組み、2) 企業と指定生産者、政府および外部検査機関、日本の食品メーカー、従業員など各ステークホルダーの関係について、ヒアリングを実施した。

第3節 食の安全性を確保する取り組み

図4-2は、C社における原材料調達・加工・製品の流通過程である。C社では、原材料を調達する前に、残留農薬と化学物質、毒素（アフラトキシン）の検査が実施されている。また、加工する前に、2回目の残留農薬と化学物質の検査が実施されている。加工時に当社は日本、米国からガスクロマトグラフ、アフラトキシン検査機など近代的な検査設備を購入している。そして、ISO/IEC17025基準を基に、社内に現代的な品質管理室を作り、製品に対して毎日理化学実験、微生物実験による検査を行い、最新の品質管理システムを構築している。

さらに、バンニングする前に、色、味、硬さ、水分量等の検査が実施されている。そして、2013～2015年の期間は、製品が商社に渡る前に、国家質検総局が各省に設置している地方直属出入境検驗検疫局の支局（政府系CIQ）と民間検査機関が50%ずつ、残留農薬と化学物質の検査を実施していた。これら検査は長期間にわたって異常が見つからなかつたために、2016年以降は外部検査が免除され、C社独自の自社検査に移行している。当該自社検査には、政府系CIQ検査で行っていた検査項目が全て組み込まれている。

C社の責任は原材料の入庫から製品をバンニングするまでである。その後、商社に引き渡されて、商社が日本までの輸送中の責任を引き受けることになっている。



■ は社内検査 ■ は外部機関の検査
 □ はC社のステークホルダー □ は自社が行っていること

図 4-2 原材料調達・加工・製品の流通過程

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

第4節 企業と各ステークホルダーの関係

ヒアリング調査の結果、C社の事業活動において、重要なステークホルダーは指定生産者、政府および外部検査機関、日本の食品メーカー、従業員であることを明らかにした。現在、C社の製品はOEMとして日本の食品メーカーへ輸出されているため、最終的な消費者との直接的な関係はない。以下、各ステークホルダーとの関係を述べる。

C社と関係している中国の行政機構は、行政組織である煙台税関と自治組織である村民委員会がある（図4-3）。

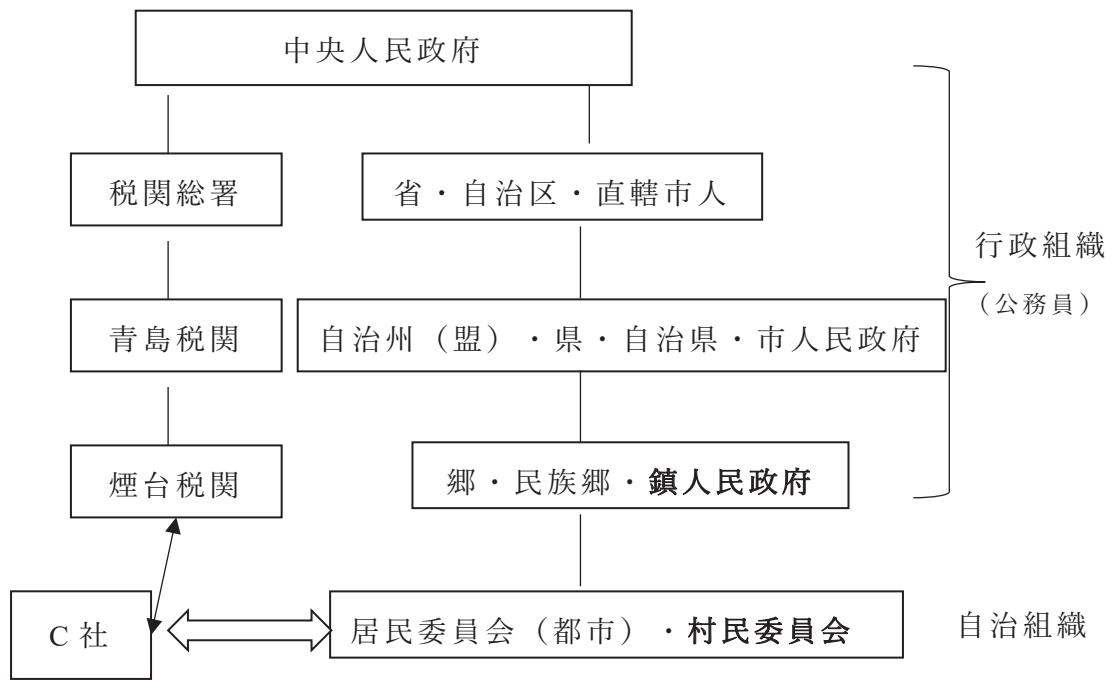


図 4-3 中國の行政機構

資料：1. 中華人民共和国行政区画（2003），http://www.gov.cn/guoqing/2005-09/13/content_5043917.htm
(2020年11月20日参照)

注：1.自治区、自治州（盟）、自治県、民族郷は少数民族の自治権を保障するため設置している行政区を指す（中華人民共和国民族区域自治法 2005）。

2.郷と鎮は同レベルの行政区画である。

1 指定生産者との関係

図 4-4 は指定生産者を募集する流れを示す。

C社は山東省烟台市における契約栽培に関して、各村の村民委員会と交渉を行い、農業生産資材の統一提供、高い価格で買取などの契約条件を村民委員会を通じて、契約栽培情報を農家にアナウンスし、契約栽培の農家を募集している。最後にC社と契約栽培の意向がある農

家と栽培契約を締結し、これらの農家は C 社の指定生産者になっている。農地経営権の移譲を伴わないため、鎮政府の審査が不要であった。

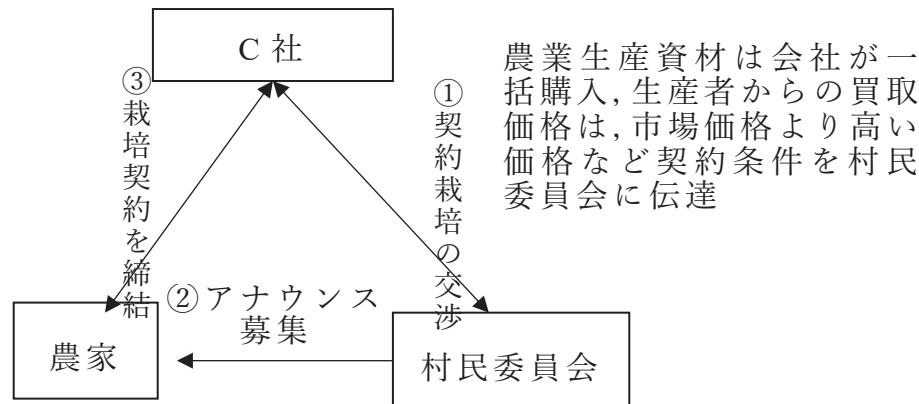


図 4-4 指定生産者を募集する流れ

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

図 4-5 は生産資材の流れと生産状況チェックの方法を示す。

原材料の高品質を確保するために、村毎に年単位で契約している指定生産者から C 社は原材料を調達している。村は 70 村あり、村毎に 200~300 戸の農家がある（農家戸数は 14,000~21,000 戸）。落花生の種子、肥料、農薬等の生産資材はすべて C 社が一括購入して、農家に販売している。

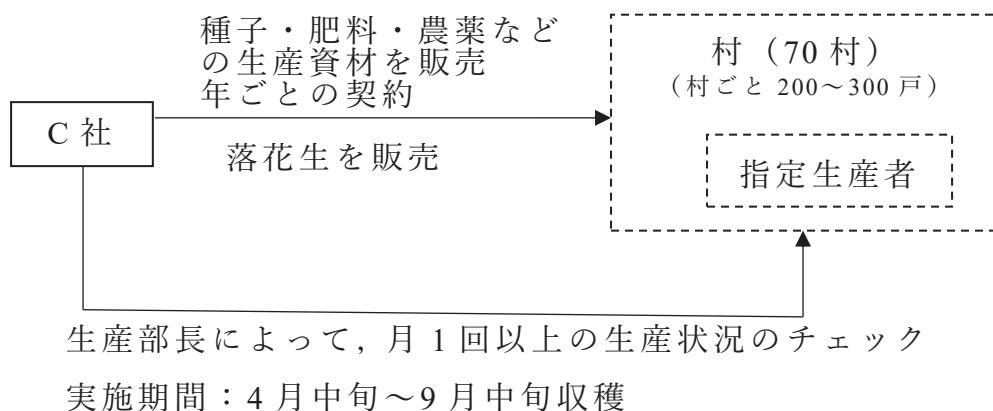


図 4-5 生産資材の流れと生産状況チェックの方法

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

指定生産者との契約内容は、①生産者は C 社指定の生産資材(種子、農薬、肥料)のみを利用すること、②原材料の量と質の確保のため、生産者からの買取価格は市場価格より高い価格で買取すること、の 2 項目を契約書に載せている。

また、C 社は生産部長によって、月 1 回以上の指定生産者に対して、落花生の生産状況のチェックを実施している。実施期間は 4 月中旬播種から 9 月中旬収穫までである。

指定生産者に対する営農指導方法を図 4-6 に示す。C 社は村民委員会に生産指示を出し、村民委員会は C 社の生産指示に従って指定生産者に栽培方法等を、生産監督、指導を月 1 回以上実施している。生産監督、指導の内容は病虫害の防除状況、指定農薬・肥料であるかどうかについての確認である。

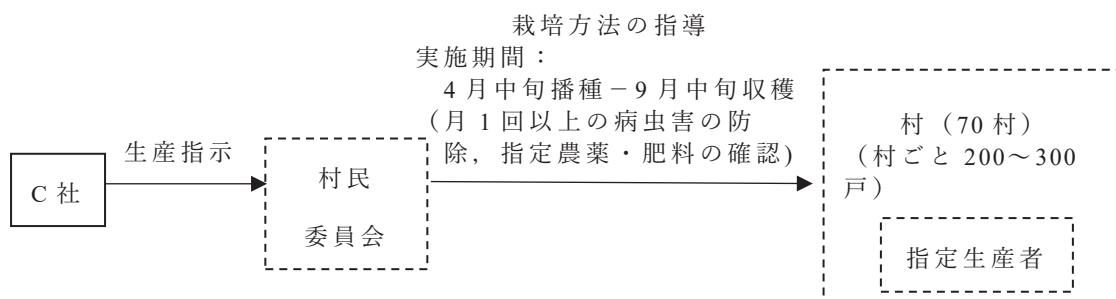


図 4-6 指定生産者に対する営農農指導方法

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

2 政府および外部検査機関との関係

C 社は 2013～2015 年までは政府系 CIQ と民間検査機関に製品の外部検査を委託していたが、この 3 年間異常がなく、2016 年以降は自社検査に移行している（図 4-7）。なぜならば、政府の検査は 7～10 日程度がかかるため、自社検査に移行することで、リードタイムを短縮でき、コスト削減にもつながるからである。さらに、重要なことは、自社の検査基準が政府系 CIQ 検査基準より一層厳格になっていることである。このことによって、自社の検査基準は中国政府系 CIQ に認められているだけではなく、日本の食品メーカーにも認められている。

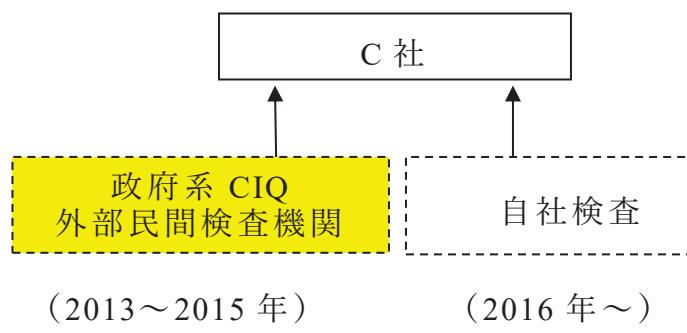


図 4-7 政府および外部検査機関との関係

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

3 日本の食品メーカーとの関係

図4-8は日本の食品メーカーとの関係を示す。日本の食品メーカーから人材が派遣され、C社内の原材料の安全管理、加工状況を日常的に確認している。原材料の生産地に対しては、播種と収穫の前に、年2回の生産状況（主に落花生の生長状況、指定生産資材の利用状況）チェックを、日本の食品メーカーから派遣された人材によって実施されている。

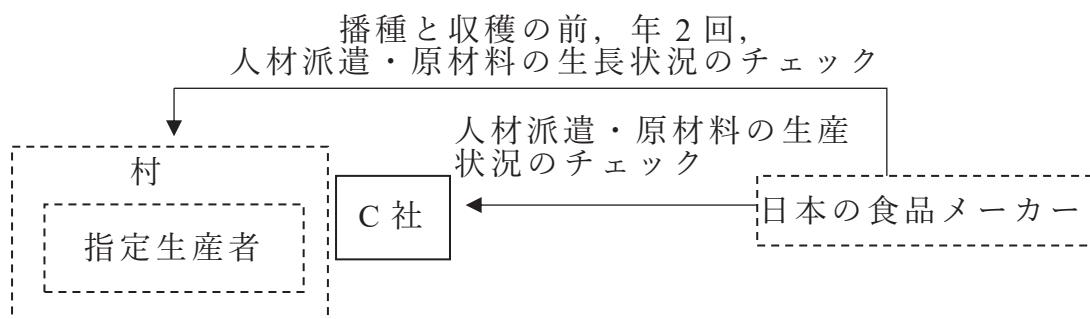


図4-8 日本の食品メーカーとの関係

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

4 従業員との関係

図4-9は従業員との関係を示す。C社は股份公司として、資本を社会一般から調達しているために、一部の従業員は労働提供するだけではなく、株主でもある。従業員の持ち株の仕組みで株式配当がある。毎年12月に株主総会が開催され、ボーナスが手渡される。また、C社では、従業員を対象として、30年間継続勤務した場合にマンションの贈与という仕組みを導入している。このため雇用の安定化がもたらされた。従業員の健康管理に関しては、作業前の健康チェックを行い、年2回、政府指定の医療衛生機構（中国語：卫生防疫站）で健康診断が行われている。

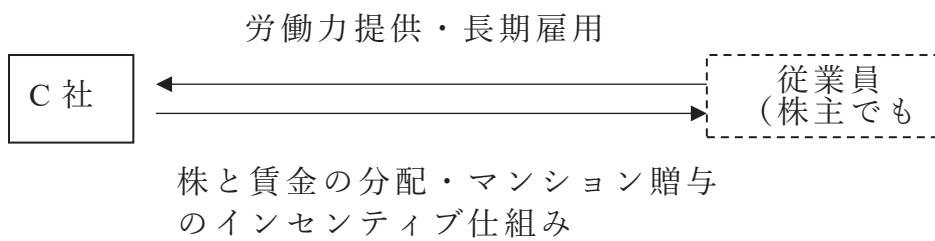


図 4-9 従業員との関係

資料：ヒアリング調査により筆者作

5 まとめ

本稿では、煙台市に立地し先進事例である落花生加工品の輸出企業を取り上げて、輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売に関する資源管理の仕組みを明らかにした。また、食の安全性を確保するシステムを明らかにするために、外部のステークホルダーである指定生産者、政府、日本の食品メーカー（実需者）だけではなく、内部の従業員との関係も整理した。

その結果、第1に、調査対象の企業における食の安全性を確保する取り組みでは、近代的な検査設備の導入だけではなく、原材料・製品の流通過程における品質管理システムの構築について整理した。第2に、各ステークホルダーとの関係では、図4-10のようにまとめることができる。①村民委員会を通じて、原材料生産者を募集、原材料生産者の指定、生産資材の指定、およびその利用状況の検査が行われている。村単位での栽培方法の監督・指導など原材料生産者との連携の強化により、安全な原材料を生産する農地資源利用の仕組みを構築していた。②政府系CIQ検査基準をクリアし、日本の食品メーカーの安全基準を充足する自社検査で安全性の確保が可能になっていた。③日本の食品メーカーから人材を受け入れるなどの連携によって自社の加工部門と原材料の指定生産者、指定生産資材の利用状況を確認していた。④株式配当、ボーナス、マンション贈与など、従業員のモチベー

ション・長期雇用へのインセンティブを高める労働力資源の管理仕組みを構築していたことを明らかにした。

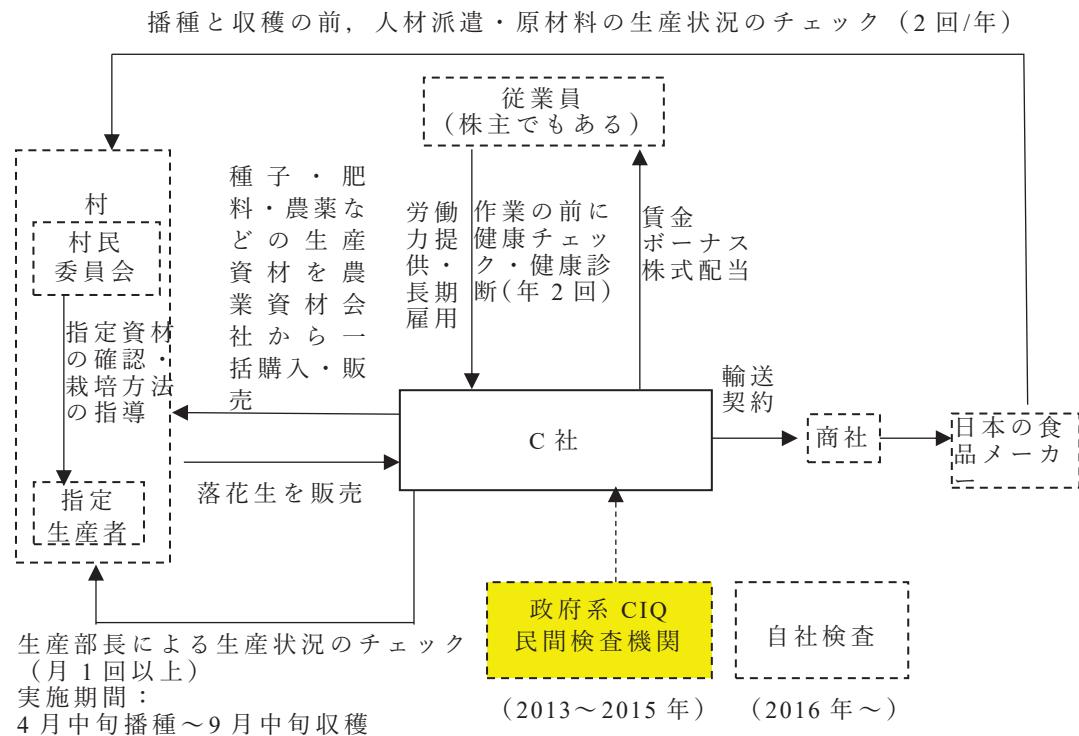


図 4-10 C社と各ステークホルダーの関係

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

第5節 A・B社とC社の経営比較

本節では、A・B社とC社の経営比較を行う（表4-3、図4-10）。

表4-3 A・B社とC社の経営比較

項目	A・B社	C社
1) 業種	農企業	食品メーカー
2) 土地利用	直営	契約栽培
3) 農地経営権	移譲あり	移譲なし
4) 鎮政府との関係	土地利用計画の提出および認証	関係なし
5) 村民委員会との関係	①村民委員会は農地経営権移譲意向がある農家の情報を収集 ②A・B社が農地利用プランと契約書を村民委員会に提出 ③村民委員会が農家ごとの意向を確認 ④村民委員会はA・B社が農家との農地経営権移譲契約書の締結を監督 ⑤村民委員会はA・B社と農家が締結した農地経営権移譲契約書を鎮政府に提出	①C社による契約栽培農家の募集情報を、村民委員会が農家にアナウンス ②村民委員会がC社の指示に従って指定生産者に栽培方法を、生産監督、指導を実施
6) 労働力	長期雇用・臨時雇用	指定生産者
7) 栽培・育苗技術開発	自社で完結	日本の食品メーカー
8) 技術普及	技術顧問を雇用	日本の食品メーカー 村民委員会
9) 輸出	なし	あり

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

1) 業種に関しては、A・B 社は農企業であり、C 社は食品メーカーである。2) 土地利用に関しては、A・B 社は直営であり、C 社は契約栽培である。3) 農地経営権に関しては、A・B 社は農家との農地経営権の契約を締結し、農地経営権の移譲を行った。C 社は農地経営権の移譲を行わず、農家と栽培の契約を締結している。4) 鎮政府との関係に関しては、A・B 社は土地利用計画を鎮政府に提出し、C 社は鎮政府との関係がない。5) 村民委員会との関係に関しては、A・B 社では、
①村民委員会は農地経営権移譲意向がある農家の情報を収集している。
②A・B 社が農地利用プランと契約書を村民委員会に提出している。③村民委員会が農家ごとの意向を確認している。④村民委員会は A・B 社と農家との農地経営権移譲の契約の締結を監督している。⑤村民委員会は A・B 社と農家が締結した農地経営権移譲契約書を鎮政府に提出している。C 社では、①村民委員会は C 社による栽培農家を募集する情報を、農家にアナウンスしている。②村民委員会が C 社の指示に従って指定生産者に栽培方法を、生産監督、指導を実施している。6) 労働力に関しては、A・B 社は長期雇用と臨時雇用を併せて、労働力を調達している。C 社は指定生産者との契約栽培である。7) 栽培・育苗技術開発に関しては、A・B 社は自社で完結し、C 社は日本の食品メーカーの指示によって栽培している。8) 技術普及に関しては、A・B 社は技術顧問を雇用し、新たな技術の普及を担当している。C 社は日本の食品メーカーによって播種と収穫前、年 2 回の監督・指導が行われ、村民委員会は日常の指導・監督を行っている。9) 輸出に関しては、C 社は製品を日本へ輸出しているが、A・B 社は輸出していない。

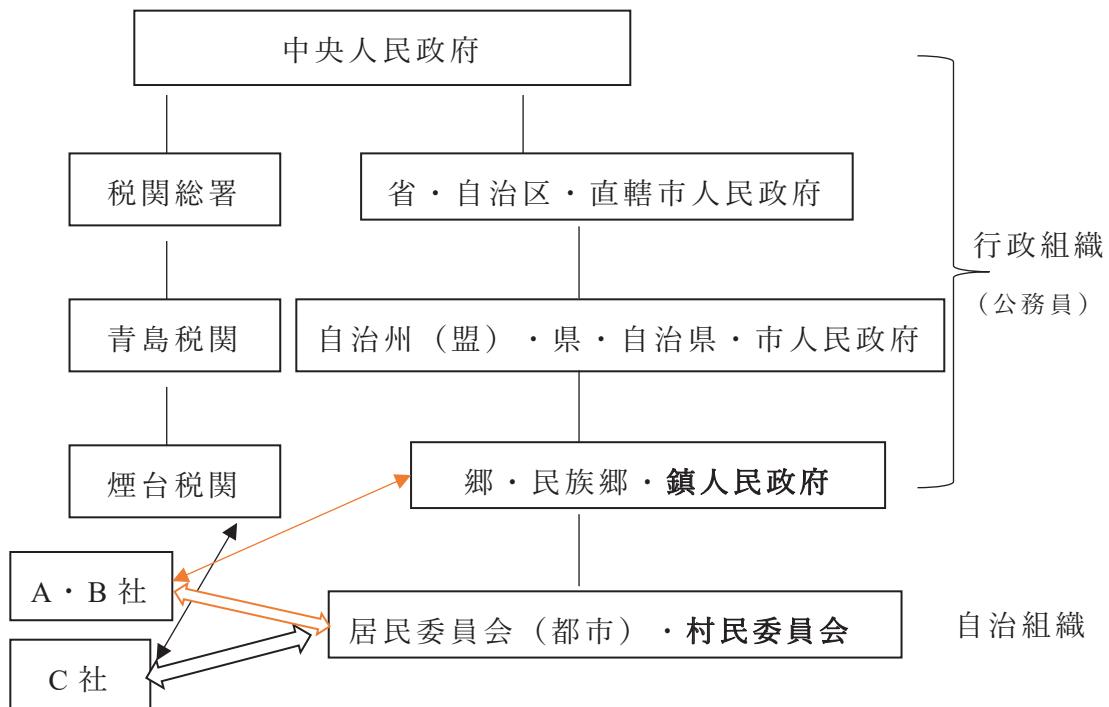


図 4-11 中国の行政機構

資料：1. 中華人民共和国行政区画（2003），http://www.gov.cn/guoqing/2005-09/13/content_5043917.htm
 （2020年11月30日参照）

2. 烏ら（2007），を参考に筆者作成。

注：1. 自治区，自治州（盟），自治県，民族郷は少数民族の自
 治権を保障するため設置している行政区を指す
 （中華人民共和国民族区域自治法 2005）。
 2. 郷と鎮は同レベルの行政区画である。

関係する組織から見ると、C 社では農地経営権の移譲を伴わず、自
 治組織である村民委員会を通じて農家と栽培契約を締結していた。そ
 れに対して、A·B 社では、農地経営権の移譲を伴い、村民委員会の監
 督の下で農家と農地経営権移譲契約を締結するだけなく、行政組織で
 ある镇政府の審査が必要であった。

第6節 考察

本研究では、最新の加工設備・機械の導入を行っている大規模かつ先進的な食品輸出企業の事例から、輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売に関する資源管理の仕組みを明らかにした。

指定生産者の選定は、村民委員会を通じて、栽培に関する情報を多数の小規模農家（14,000～21,000戸）に伝達し、契約意向がある農家と契約している。C社と農家との交渉システムを構築していた。また、農地経営権の移譲を伴わず、農家と原材料の栽培契約を締結する場合には、镇政府の審査が不要である。

村民委員会を通じて、契約意向がある農家と直接的に栽培契約を締結できることは、効率的な生産者の指定といえる。これは大規模な生産基地の設立ための探索コスト削減とつながり、契約の締結によって、10万ムー（約6,670ha）の農地資源を活用する役割を果たしていた。

栽培技術を統一・マニュアル化、村民委員会・生産部長によって契約している農家に対して現場で指導する仕組みによって、高齢者でも農業生産できるシステムを構築する役割を果たしていた。

参考文献

1. 李銅山（2009）, 『食用農産品安全研究』, 社会科学文献出版社.
2. 大島一二（2009）, 中国農業・食品産業の発展と食品安全問題：野菜における安全確保への取り組みを中心に. 中国経済研究, 6(2), 22-30.
3. 森路未央（2009）, 中国における食品安全政策・政府の管理体制の現状と課題－主要な法律・政策の整備状況－. 中国農村改革と農業産業化（現代中国分析シリーズ 3）, 113-141.
4. 輸出食品の安全事件 HP
春雨：<https://web.archive.org/web/20070128131046/http://health.enorth.com.cn/system/2006/12/08/001484607.shtml>
(2018年11月14日参照).
キムチ：http://news.livedoor.com/article/detail/8104869/?utm_source=m_news&utm_medium=rd (2018年11月14日参照).
いちご：<https://www.recordchina.co.jp/b65270-s0-c30-d0000.html>
(2018年11月14日参照).
ナゲット：<http://gigazine.net/news/20140725-husi-meat-scandal/>
(2018年11月14日参照).

第5章 中国輸出食品加工企業における経営者の安全意識—AHP法を用いて—

第1節 はじめに

中国では、2002年より「HACCP管理体系認証管理規定」や「輸出食品生産企業登録管理規定」といった輸出食品生産企業の管理強化が進んでいる。2009年「食品安全法」の実施によって、中国国内食品に関する意識がさらに向上し、食品企業における残留農薬の対応などのプロセス管理が進んでおり、品質管理レベルアップを期待している（伊東 2010）。その一方で、近年毒入り餃子事件など中国産食品安全事件が頻発している。これらの食品安全事件は食品生産者と監督管理の行政機関の癒着が重要な原因であると指摘もある（秋吉ら 2009）。

本研究では、会社の形態や輸出先が異なる3つの大規模かつ先進事例である中国食品輸出企業を取り上げ、経営者として経営目標の相対的な重要度、および経営目標を達成するために、各ステークホルダーと食品企業の関係の相対的な重要度の差異を明らかにし、経営者の安全意識を考察する。

第2節 研究方法

1 研究対象

1) 研究対象地の概要

①烟台市

煙台市の概要は第3章の第2節で述べたので、この節で省略する。

②重慶市

重慶市は四川盆地東部に位置し、中国西部の直轄市である（図5-1）。東は湖南省と湖北省、西は四川省、南は貴州省、北は陝西省と接する。地形は76%が山地であり、中国では「山の城」と呼ばれている。人口は3,124万人、総面積は8.24万km²である（重慶市人民政府 自然地理 2020）。

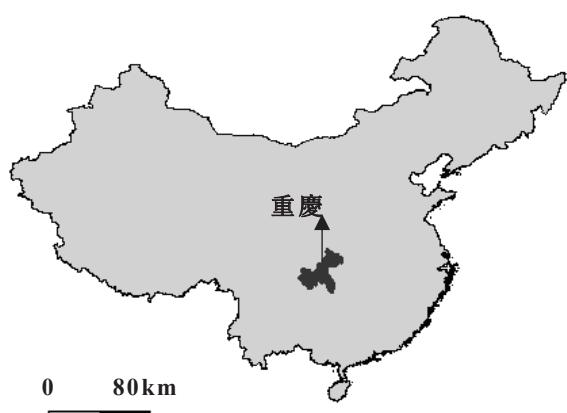


図5-1 重慶市の位置

2019年に人口は3,124.3万人であり、2018年より22.5万人増加した。うち都市部は2,086.9万人、2018年より626万人増加した。農村人口は1,037.3万人、2018年より32.9万人減少した（重慶市国民经济和社会発展公報 2018 2019）。

重慶市の農業に関しては、小麦、稻、トウモロコシ・さつま芋を栽培し、菜種・ピーナッツ・茶・タバコ・サトウキビなどの特用作物の栽培も盛んである。2010～2019年10年間の重慶市の農産物の作付面積の推移を表5-1に示す。作目別から見ると、食糧は2010年の3,365.8万ムーから2019年の2,998.9万ムーまで減少し、年間で平均36.7万ムー減少している。野菜は2010年の883.6万ムーから2017年の1,141.3

万ムーまで増加し、年間で平均 36.8 万ムー増加している。果実は 2014 年の 514.9 万ムーから 560.9 万ムーまで増加し、年間で平均 11.5 万ムー増加している。薬草は 2014 年から 2015 年まで 0.4 万ムー減少したが、2017 年に 16.7 万ムー増加している。

表 5-1 重慶市農産物作付面積（万ムー）の推移

年次	食糧	野菜	果実	薬草	油料作物
2010 年	3,365.8	883.6	—	—	382.5
2011 年	3,3891	927.9	—	—	385.6
2012 年	3,389.4	979.0	—	—	406.5
2013 年	3,380.9	1,022.6	—	—	425.3
2014 年	3,363.8	1,062.1	514.9	170.4	449.9
2015 年	3,350.9	1,097.5	525.5	170.0	464.0
2016 年	3,375.1	1,120.6	540.4	184.8	478.0
2017 年	3,358.5	1,141.3	560.9	186.7	492.8
2018 年	3,026.8	—	—	—	487.6
2019 年	2,998.9	—	—	—	495.0

資料：

1. 2011～2020 年の重慶市国民経済和社会発展統計公報
より筆者作成。

2. 宏觀数据 重慶市, http://calendar.hexun.com/area/dq_zb_500000_D0630000.shtml (2020 年 10 月 29 日参照)

注)：1. 食糧は稻、小麦、トウモロコシ、大豆、サツマイモなどの合計である。

2) 対象企業の概要

研究対象は股份公司の C 社と有限公司^{注 1)}の D 社、E 社であり、調査方法は 2017 年 9 月に各社の社長（うち B 社は会長であるが、社長も兼任している）を対象として、ヒアリング調査を実施した（表 5-

2)。

3社とも ISO9001認定とHACCP認定を取得している。また、C社はHalal認定、ISO/IEC17025認定、D社は日本有機JAS認定など第三者認定を取得している。安全な原材料を確保するために、C社とD社は落花生指定生産地から原材料を調達し、E社は自社農場から原材料を調達している。原材料を入庫する前に、残留農薬の検査を実施している。

表5-2 対象企業の概要

	C社	D社	E社
創業時間	1972年	1998年	1982年
輸出開始	1992年	1998年	1995年
所在地	山東省煙台市		重慶市
形態	股份公司	有限公司	
従業員数	120人	300人	700人
主な製品	落花生加工品		しゃぶしゃぶスープ
年間生産量	1.5万t	2万t	3万t
輸出先	日本		アメリカ・カナダ・香港
調査対象	社長	会長	社長
実施日	2017.9.14	2017.9.13	2017.9.18

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

注1：有限責任公司は有限公司とも言う。株主は出資額に応じて公司に対して有限責任を負う。公司はその資産を以って、公司の債務に責任を負う。

2 分析方法

本研究では、経営者の意識を把握するために、AHP法を用いた（図

5-2)。分析の枠組みは、第一に、経営者の経営目標の相対的な重要度を把握する。経営目標は「利益の追求（利益）」、「安全・安心な商品の提供（安全・安心）」、「企業活動を通じた社会貢献（社会貢献）」の3項目を用いた。第二に、経営目標を達成するために、経営者の意識の中で、各ステークホルダーとの関係性の相対的な重要度の一対比較を行う。ステークホルダーは、「株主」、「消費者」、「政府」、「従業員」の4者とした。

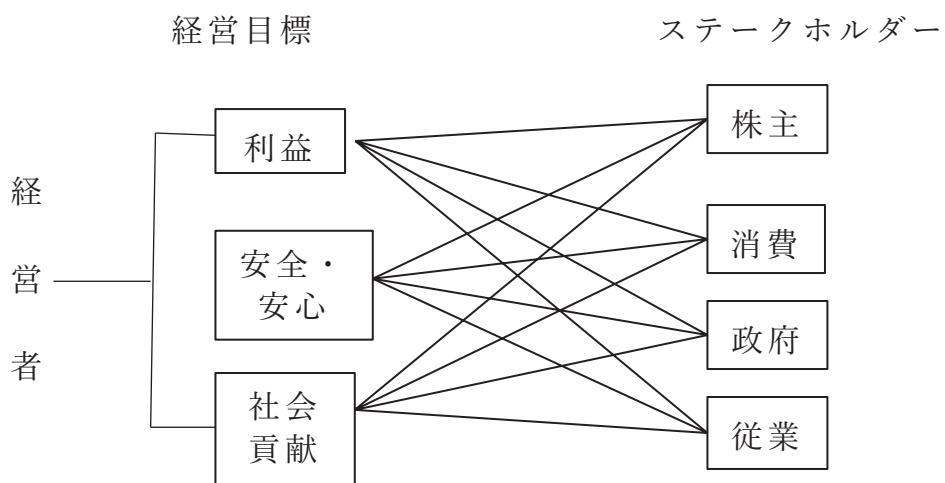


図 5-2 AHP 法で用いた階層図

資料：筆者作成

第3節 結果

1 経営目標の相対的な重要度

3社とも食の「安全・安心」が最も重視され、次は利益である。一方で「社会貢献」の重要度は3社とも低かった。経営目標の相対的な重要度においては、製品や輸出先国の違い差異が見られなかった（表5-3）。

表 5-3 経営目標の相対的な重要度

	利益	安全・安心	社会貢献
C 社	0.41	0.48	0.11
D 社	0.43	0.47	0.10
E 社	0.41	0.48	0.01

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

注) 太字は、最も重要度が高い項目である。以下の表も同様である。

2 各ステークホルダーと食品輸出企業の関係の相対的な重要度

利益の追求においては、会社形態において重要度に差異が見られた。股份公司 C 社では、消費者との関係の重要度は突出して高く、有限公司である D 社と E 社では、株主との関係が重視されている（表 5-4）。

表 5-4 利益を追求するための相対的な重要度

	株主	消費者	政府	従業員
C 社	0.21	0.48	0.21	0.10
D 社	0.48	0.26	0.16	0.10
E 社	0.32	0.32	0.20	0.15

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

安全・安心を守るために、3 社とも消費者との関係が最も重視しており、また、D 社では、C 社と E 社より株主との関係が重視されている。しかし、消費者と株主の相対的な重要度を比較すると、消費者との関係の重要度が高い。この様に安全・安心を守るために、3 社とも消費者との関係が重視され、3 社間の差異はなかった（表 5-5）。

表 5-5 安全・安心を追求するための相対的な重要度

	株主	消費者	政府	従業員
C 社	0.21	0.48	0.21	0.10
D 社	0.32	0.41	0.16	0.11
E 社	0.23	0.49	0.14	0.14

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

社会貢献の追求には、股份公司である C 社では、消費者との関係が最も重視されている。一方で、有限公司である D 社と E 社では、株主との関係が最も重視されていた(表 5-6)。

表 5-6 社会貢献を追求するための相対的な重要度

	株主	消費者	政府	従業員
C 社	0.21	0.48	0.21	0.10
D 社	0.49	0.24	0.16	0.10
E 社	0.61	0.17	0.12	0.10

資料：ヒアリング調査により筆者作成。

第 4 節 考察

本研究で対象とした 3 社の経営者とも、経営目標では、「安全・安心な商品の提供」が最も重要であると認識していることが明らかとなつた。さらに、「安全・安心を守るため」には、消費者との関係性の構築が最も重要であると考えていることも明らかとなつた。このことは、消費者の求める安全・安心な商品の提供が食品企業経営の安定・維持につながると経営者が認識しているためであると考えられる。

また、対象企業においては、政府との関係より消費者の関係を重要視していることが明らかとなつた。これが、先進的な食品輸出企業のみでみられることであるのかは、今後のさらなる調査が必要となる。

参考文献

1. 伊東敏行 (2010), 中国冷凍野菜の取り組み経緯について. 日本農薬学会誌, 35 (1), 66-72.
2. 秋吉祐子・増子隆子 (2009), 食の安全における政策的取組に関する一考察—日本, アメリカ, EU, 中国の事例においてー. MACRO REVIEW, 22 (1), 3-11.
3. 重慶市人民政府, 自然地理 (2020), http://www.cq.gov.cn/zqfz/zhsq/zrdl/202009/t20200914_7880853.html (2020年10月28日参照).
4. 重慶市国民经济和社会发展公报 (2018), http://wap.cq.gov.cn/zqfz/gmjj/tjgb/202001/t20200114_4623759.html (2020年10月28日参照).
5. 重慶市国民经济和社会发展公报 (2019), http://wap.cq.gov.cn/zqfz/gmjj/tjgb/202004/t20200402_6963113.html (2020年10月28日参照).
6. 宏觀数据, 重慶市 (2010~2019各年度), http://calendar.hexun.com/area/dqzb_500000_D0630000.shtml (2020年10月29日参照).
7. 高萩栄一郎・中島信之 (2005), 『Excelで学ぶAHP入門 問題解決のための階層分析法』, 株式会社 オーム社.

終章 結論

本論文では、中国沿海部に位置し、食品加工産業の出荷額等農産物輸出総額が全国1位である、山東省を対象として、現地調査に基づき、私営農企業による農業の新規参入および輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売を事例として、資源管理の展開と今後の課題を明らかすることを目的とした。

まず、中国農村部における農業問題を明らかにするために、農業の資源（生産要素）の中でも、農地と労働力に視点をおいて整序を行った。全国の農地面積は2000～2010年にかけて年率1.04%で減少していたが、2010～2015年にかけて2.15%で増加していた。後者は、国の政策によって、荒廃した農地の利活用や新たな農地の開墾が強力に進められたことによる。他方、農村人口と農業従事者数は、2000年以降、年々減少している。また、2016年に、農業従事者数の中でも、3割以上は55歳以上の高齢農家であった。それ故、農村部の農地、労働力など資源管理をする主体の育成や新規の参入が求められることになる。現在、農業の資源管理の主体として、企業の役割が注目されている。

第1章「課題と目的」では、上述の全国の農地と労働力のデータとともに、東部・中部・西部・東北部のブロック毎の整理も行っている。なお、山東省は東部の一部である。山東省において、農地面積は全国や東部と同じく、2005～2010年にかけて減少し、2010～2015年にかけて増加している。農村人口は全国や東部と同じく2000～2015年にかけて減少しているが、その減少率は全国や東部よりも大きい。なお、農業従事者数については、山東省だけのデータはなかったが、山東省が位置する東部の農業従事者数の減少率は中西部に比べて大きい。農村人口・農業従事者の減少や高齢化が進行している山東省では、今後管理できなくなる農地の増加が危惧されている。その問題を解決するために、農地、労働力など資源管理をする主体の育成・新規の参入が求

められている。また、農産物の輸出が盛んな山東省では、輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売に関する資源管理が重要になっている。ただし、後者の場合には、近年、頻繁に発生している輸出食品の不祥事問題にも留意することが肝要である。以上のように、私営農企業の農業参入および輸出食品加工企業による資源管理の展開の必要性について言及した。

第2章「中国農村における農村労働力の地域間移動の政策および農地制度の変遷」では、中国農村労働力（農民）の移動政策の変遷と農地制度の変遷を整理した。第1に、農村労働力の移動政策を、4段階に分けて整理した。第1段階（1949～1952年）は、農村人口の都市部への移動・移住が自由な時代区分であった。第2段階（1953～1977年）は、農村部から都市部への人口移動と戸籍移転の制限が開始された時代区分であった。第3段階（1977～1992年）は、戸籍制度の改革により、人口移動制限の緩和への転換の時代区分であった。農民は条件付きであるが、都市部への転入が可能になった。第4段階（1992年～現在）は、人口移動の開放・戸籍移転の緩和への転換の時代区分であった。第3段階の農村労働力の戸籍制度の改革と、第4段階の都市部で就業する農村労働力の保護政策の実施は、農村労働力の都市部への流出を推し進めることになる。第2に、農地制度の変遷を、第1段階の農民土地所有制度（1949～1953年）、第2段階の合作社と集団経営（1953～1978年）、第3段階の土地請負制度（1978年～現在）の3段階に分けて整理した。なお、第3段階の土地請負制度の変遷は、さらに、形成期（1978～1983年）、第1期請負期（1984～1992年）、第2期請負期（1993～現在）に分類することができる。第2期請負期の中でのエポックメーリングは、2014年の「中央1号文書」の公布であり、農地の請負権と経営権が明確に分離され、農地経営権のみを貸し出すことが可能になった。以上の結果、私営農企業による農業参入が容易になり、私営農企業の農業参入が急速に進んでいることについて言及した。

第3章「私営農企業の農業参入による農地経営権取得と生産組織・技術普及体制の構築」では、私営農企業による農業への新規参入の事

例（A・B社）を取り上げた。すなわち、農業以外の産業から私営農企業による農地経営権の取得、生産組織・技術普及体制の構築のメカニズムを明らかにした。当該事例は、山東省におけるサクランボ苗の新品種を開発・生産・販売している。農地経営権の取得は、1)自治組織である村民委員会を通じて、多数の小規模農家へ交渉の情報を伝達し、農地経営権移譲の交渉を行うことの内諾を得ていた。さらに、契約条件に同意する農家のみと契約することを明らかにした。これらの取り組みは農家の農地経営権移譲情報を収集するための探索コスト削減と、合理的かつ効率的な農地集積につながっていた。2)専門家との連携のもと、後述のように、必要な技術基盤を有する農地利用プランを策定している。それ故、産地の育成も期待され、行政組織である鎮政府によって農地利用プランが「認証」された。このことは、最終的な農地経営権移譲契約書の認証に有利に働いたと考えられる。新技術による生産を行う技術普及体制は、1)技術顧問を自社で雇用、2)地元労働力の自社雇用により生産隊を組織していた。新技術は生産隊長を中心に普及した後、労働者にも普及していた。社内では、技術顧問－生産隊長－労働者という垂直的な技術普及指導モデルを構築していたことを明らかにした。

第4章「中国輸出食品加工企業における食の安全・安心の取り組み」では、農産物輸出が盛んである山東省に位置し、日本向けの輸出食品加工企業C社を取り上げ、輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売に関する資源管理の仕組みを明らかにした。食の安全性を確保する取り組みについては、1)C社では、日本、米国からガスクロマトグラフ、アフラトキシン検査機など近代的な検査設備を導入し、原材料・製品の流通過程における品質管理システムを構築していた。2)各ステークホルダーとの関係については、①村民委員会を通じて、原材料生産者を募集、原材料生産者の指定、生産資材の指定、およびその利用状況の検査が行われている。村単位での栽培方法の監督・指導など原材料生産者との連携の強化により、安全な原材料を生産する農地資源利用の仕組みを構築していた。②政府系CIQ検査基準をクリア

し、日本の食品メーカーの安全基準を充足する自社検査で安全性の確保が可能になっていた。③日本の食品メーカーから人材を受け入れるなどの連携によって自社の加工部門と原材料の指定生産者、指定生産資材の利用状況を確認していた。④株式配当、ボーナス、マンション贈与など、従業員のモチベーション・長期雇用へのインセンティブを高める労働力資源を管理する仕組みの構築を明らかにした。

第5章「中国輸出食品加工企業における経営者の安全意識－AHP法を用いて－」では、中国食品輸出企業のC、D、Eの3社を取り上げ、AHP法を用いて経営者の意識を明らかにした。1)3社の経営目標では、「安全・安心な商品の提供」が最も重要であると認識していることを明らかにした。2)「安全・安心を守るために」には、消費者との関係性の構築が最も重要であることを明らかにした。消費者の求める安全・安心な商品の提供が食品企業経営の安定・維持につながると経営者が認識しているためであると考えられる。

終章「結論」では、以上の分析結果から、中国山東省沿海部における私営農企業の参入による農地経営権の取得、生産組織・技術普及体制の構築、および輸出食品加工企業による農産物の生産・加工・販売に向けた資源管理のメカニズムおよび役割について総括した。現地の高齢の労働力を雇用し、栽培技術の統一・マニュアル化によって、高齢者でも栽培可能なシステムを構築できていた、高齢の労働者を活用する役割を果たしていた。短期的には、農村部における高齢の労働者をうまく利用するシステムを構築することによって、農地の地域資源が有効活用されていた。私営農企業の参入には、村民委員会を通じて収集した村の情報を活用することによって、経営能力を提示できる農地利用プランの作成などの経営努力が農地資源の獲得に有利に働いた。専門家の雇用による構築していた技術普及の仕組みを加えて、私営農企業による農地資源の有効利用の役割を果たしていた。輸出食品加工企業の場合には、農業生産資材の統一提供、高い価格で買取などの契約条件を村民委員会を通じて、多数の小規模農家に伝達する経営努力をしていた。多数の小規模農家との栽培生産契約の締結により生産基

地の設立の結果として、輸出食品加工企業による農地資源の有効活用の役割を果たしていた。農業資材投入のマニュアル化、統一化、日本の食品メーカーから派遣された人材の監督による指定生産者をマネジメントの結果として、農地資源の有効活用の役割を果たしていた。

しかし、今後、規模拡大するのに伴い、高齢者が栽培技術を本当に理解しているのか、モニタリングする仕組みやモニタリングコストが求められる。さらに、中長期的には、農村部に新たな労働力の環流がなければ、農業および農地の有効活用が難しくなる可能性がある。それ故、観光農園や農家楽（農業体験および農泊）など新たなビジネスモデルの構築が今後の課題である。

謝辞

本論文の作成にあたり多くの方々にご指導を賜わりました。すべての方々の御名前を記すことはできませんが、この場をお借りして御礼申し上げます。

指導教員である岡山大学大学院環境生命科学研究科の横溝功教授には、修士から一貫してご指導ご鞭撻を賜りました。心より厚く御礼申し上げます。論文作成の全般に亘ってご教授いただいただけでなく、研究遂行に必要な専門的知識に加えて、物事の論理的な思考力、データの分析力を鍛えていただき、研究に臨む姿勢も教えていただきました。心より感謝申し上げます。

また、岡山大学大学院環境生命科学研究科の駄田井久准教授には、分析方法、モデル構築等、問題意識を持つ大切さをご教授頂きました。論文の投稿、学術論文の作成について懇切、丁寧なご指導を賜りました。また、研究しやすい環境を整えてくださいました。心より感謝申し上げます。

本論文の取りまとめにあたっては、岡山大学大学院環境生命科学研究科の大仲克俊准教授には、学位論文審査の労を執りいただき、大変有益なご示唆を賜りました。心より感謝申し上げます。

岡山大学大学院環境生命科学研究科の東口阿希子助教には、投稿論文の作成、考察の考え方、書き方、段階毎にやるべき事をスケジュールにして進行することの大切さをご指導を賜りました。心より感謝申し上げます。

ノートルダムー清心女子大学大学院文学研究科の二階堂裕子教授には、中国調査にもご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

上記の諸先生に、記して感謝申し上げます。

本論文は、中国山東省煙台市、威海市および直轄市である重慶市で実施した調査に基づくものです。データ収集や現地調査に際しては、調査対象企業をご紹介頂いた煙台市牟平区觀水鎮の王昇華鎮長、重慶

大学経済与工商管理学院の蒲勇健教授，重慶建築科技職業学院宣伝部の蒲昱彤部長，重慶彦青雕塑芸術有限公司の社長趙彦青氏，農家の調査をご紹介頂いた山東煙台工程職業技術学院の袁鑫講師，友人の範興琨氏，陳玲氏，に感謝申し上げます。また，対象企業の社長・会長の皆様，研究所の皆様，村の関係者の方々のご協力に感謝申し上げます。

また，資源管理学研究室の先輩方，後輩，留学生の方々の交流を通じて得られたものは非常に多く，深く感謝申し上げます。

最後に留学の機会を与えくれ，長い留学生活を陰ながら支えてくれた両親に感謝を捧げ，本論文の結びとさせていただきます。

2021年1月
王偉安

卷末資料

資料 1

「中国企業の食の安全・安心への取り組みの現状と課題 －輸出企業を対象に－」ヒアリング調査シート

1 企業の概要についてお尋ねします。

(1) 設立時期 () 年

(2) 従業員数を教えてください。(2016年度)

(単位：人)

区分	農地あり	農地なし
正職員		
臨時雇用		
その他		

(3) 役員数を教えてください (2016年度)

(単位：人)

役員の別	定数	
	常勤	非常勤
理事		
監事		

(4) 主要な製品とそれぞれの売り上げを教えてください。

(5) 2016年度の全体の売上を教えてください。 () 元

2 製品の製造や管理方法についてお尋ねします。

(1) 原材料の仕入れに関して

1) 製品別の原材料の仕入れ先を教えてください

製品名	卸 売 業 老 (%)	契 約 農 家 (%)	その他(%)	合計(%)

2) 現在材料の残留農薬・添加物の検査を実施していますか？

1. はい -----> 検査方法を教えてください。

2. いいえ -----> 実施しない理由を教えてください。

残 留 農 薬 添 加 物 の 種 類	残 留 農 薬 の 検 査 方 法

実施しない理由

3) 仮に原材料に残留農薬と添加物が発見された時の対応方法を教えてください。

① 残留農薬・添加物が発見されたら、すぐに生産ラインの検査と消毒を行いますか。

1. はい —————> 実施方法を教えてください。
2. いいえ —————> 実施しない(できない)理由を教えてください。

実施方法 または 理由

② 完成している製品の出荷を取り止めますか？

1. はい —————> 担当部署を教えてください。
2. いいえ —————> 実施しない(できない)理由を教えてください。

担当部署 または 理由

③ 既に出荷した製品を回収しますか？

1. はい —————> 担当部署を教えてください。
2. いいえ —————> 実施しない（できない）理由を教えてください。

担当部署 または 理由

④ 購入した消費者に賠償を行いますか？

1. はい —————> 賠償の方法を教えてください。
2. いいえ

⑤ 消費者からの製品に関するクレームーに対応している部署を教えてください。

5) 原材料の調達先との情報交換に関して教えてください

① 原材料を生産している農家とはどのような契約をしてていますか？
(時期・量・生産方法・生産履歴記録など)

②原材料の購入時には、バイヤーに依頼しますか？

1. はい ——> バイヤーへのどの様な依頼をしているか教えてください。

産地、生産時期、生産量、種類、生産方法の指定など

2. いいえ ——> 依頼を行わない理由を教えてください。

(2) 生産過程での管理についてお尋ねします

① 生産過程での以下の様な衛生検査は行っていますか？

	検査方法
作業員の健康状況のチェック	1.腸管系の病原菌検査体温 2.手洗いとアルコール消毒法 3.その他()
加工製品の検査	1.理化学試験検査 2.食品中の放射性物質検査 3.微生物試験検査 4.アレルゲンを含ムー食品の検査 5.期限表示の検査 6.その他()
設備・機械の検査	1.清掃 2.鼠・昆虫類の有無と対策 3.異物混入対策 4.細菌汚染対策 5.その他付帯設備の清潔性保持等()

具体的な検査方法や頻度など

② HACCPについてお尋ねします。

1) HACCPを知っていますか？ 1.はい 2.いいえ

2) HACCPを導入していますか？

1.はい ——> 確認・記録を実施している箇所を教えてください。

2.いいえ ——> 導入しない(できない)理由を教えてください。

	原材 料	調合	充填	密封	熱処理	冷却	包装	出荷
確認								
記録								

理由

(3) 従業員に対する食品の安全教育及び研修制度についてお尋ねします

① 会社内でどの様な教育や研修が行われていますか？

対象者	食品の安全意識の教育、研修内容・講師・開催の頻度など
作業員	
営業職	
その他	

(4) 販売過程での安全管理についてお尋ねします

1) 販売過程で製品の管理はどのように実施しています？

	管理方法（自社のスタッフが管理・チェックシートを用いるなど）
製品の輸送中	
販売段階 (小売り)	

(5) 食品の安心・安全に関する経費に関して教えてください。

1) 食品の安心・安全に関する検査を担当している部署・責任者を教えてください。

2) 食品安全の管理費に関して教えてください。(2016年度)

①食品衛生監視員を雇用していますか。

1.はい ——> 人数・賃金を教えてください。

2.いいえ ——> 雇用しない(できない)理由を教えてください。

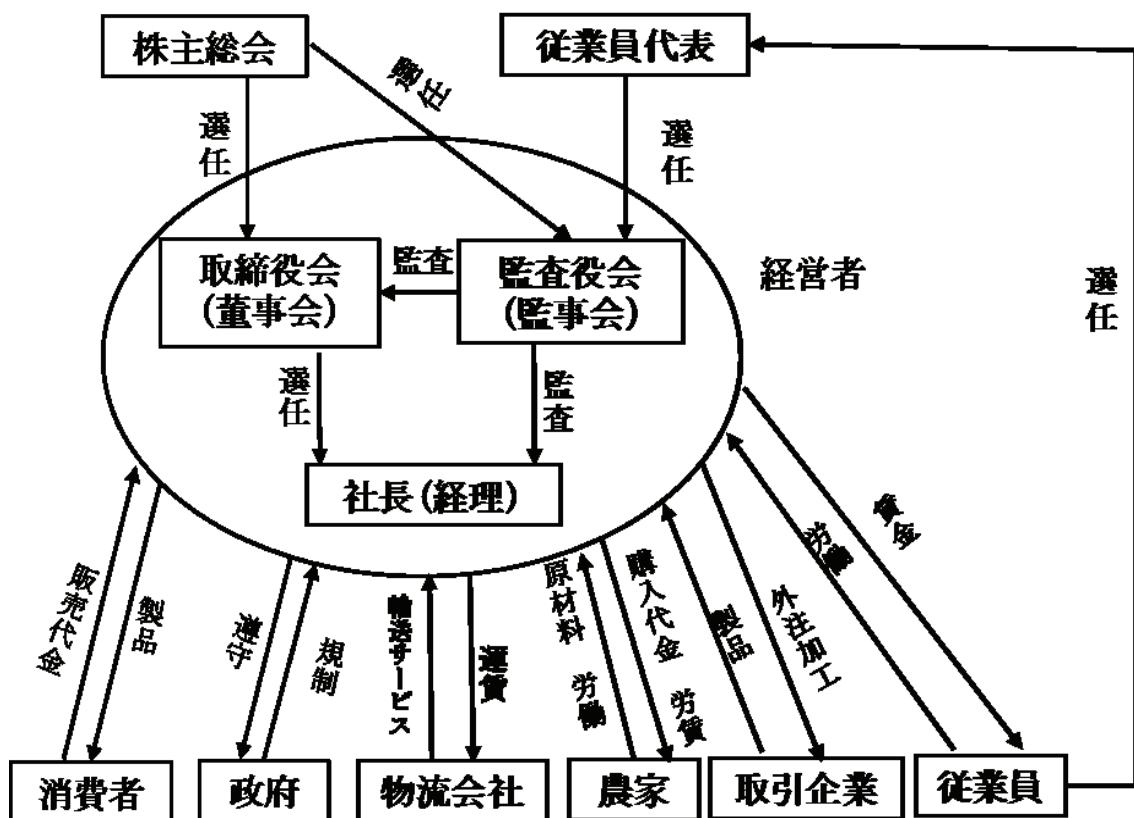
②検疫所の手数料、検査料等を教えてください。

③施設（滅菌器、検査台、ミリフレックスプラス エアーバクット等）の管理費を教えてください。

④従業員への研修等の費用を教えてください。

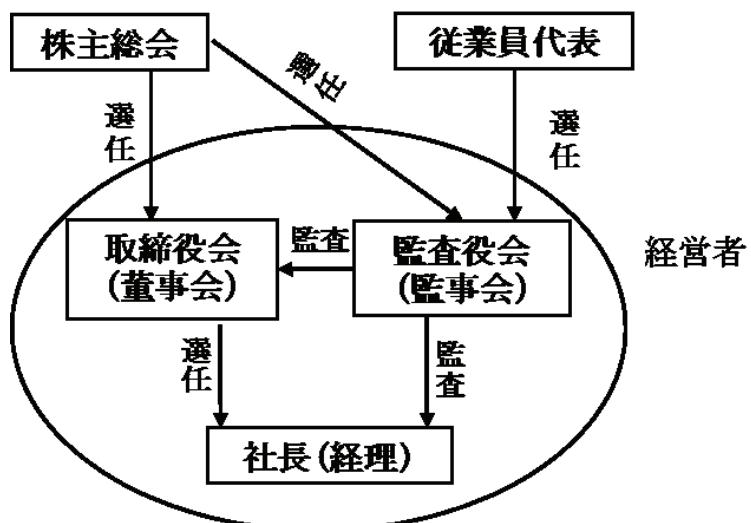
3 コーポレート・ガバナンスについてお尋ねします。

(1) 社内と社外とのステークホルダーの関係を教えてください。
下の図を参考にしてください。



(2) 会社の経営陣の機構について教えてください。

下の図の様な仕組みになっていますか？



1) 株主総会の時期・頻度・参加者、株主の構成に関して教えてください。

2) 従業員代表はどのように選出されますか。選出方法・人数・会社での地位など

3) 取締役会・監査役会の選任方法・任期・人数を教えてください。

4) 社長の選任はどのように行っていますか？

5) 監査役会の監査はどのようになっていますか？

--	--

6) 株主総会・取締役会・監査役会・社長は何を決定していますか？

部門	何を決定していますか？（経営戦略の立案・各部門の人事等）
株主総会	
取締役会	
監査役会	
社長	

7) 製品に関する問題が発生した時の対応方法を教えてください。

①製品に関する問題が発生した時はどの部署が対応しますか？

--	--

②その部署の責任者はどの様（だれが）に任命していますか・

--

8) これまでに製品に関する問題に対してどのような対応をとりましたか？

事例	対応（製品の回収・賠償など）

4 社会的責任報告書（CSR）について教えてください

1) 社会的責任報告書（CSR）を作成していますか？

1. はい -----> 時期・理由・配布先などを教えてください
2. いいえ -----> 作成しない理由を教えてください。

--

5 会社の理念の実現とスタークホルダーとの関係を教えてください。

別紙 AHP

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料 2

ステークホルダーと企業の関係についてのアンケート

会社名（ ） 業種（ ）

問 1 会社では「利益」と「安全・安心」と「社会貢献」についてそれぞれどちらか重要であるかを教えてください。

右側の項目と左側の項目の重要度を比較して当てはまる番号に○をつけてください。

	左側が 重要	左側が やや重 要	同じ程 度重要	右側が やや重 要	右側が 重要	
利益	1 — 2 — 3 — 4 — 5					安全・ 安心
利益	1 — 2 — 3 — 4 — 5					社会 貢献
安全・ 安心	1 — 2 — 3 — 4 — 5					社会 貢献

問 2 利益を上げるために,各のステークホルダー(「株主」と「消費者」と「政府」と「従業員」)の関係の重要度を教えてください。

	左側が 重要	左側が やや重 要	同じ程 度重要	右側が やや重 要	右側が 重要	
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					消費者
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					従業員
消費者	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府
消費者	1 — 2 — 3 — 4 — 5					従業員
従業員	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府

問3 安全・安心を守るために,各のステークホルダー（「株主」と「消費者」と「政府」と「従業員」）の関係の重要度を教えてください。

	左側が 重要	左側が やや重 要	同じ程 度重要	右側が やや重 要	右側が 重要	
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					消費者
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					従業員
消費者	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府
消費者	1 — 2 — 3 — 4 — 5					従業員
従業員	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府

問4 社会貢献を追求するために,各のステークホルダー(「株主」と「消費者」と「政府」と「従業員」)の関係の重要度を教えてください。

	左側が 重要	左側が やや重 要	同じ程 度重要	右側が やや重 要	右側が 重要	
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					消費者
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府
株主	1 — 2 — 3 — 4 — 5					従業員
消費者	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府
消費者	1 — 2 — 3 — 4 — 5					従業員
従業員	1 — 2 — 3 — 4 — 5					政府

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料 3

新規作目導入に挑戦する農地経営権取得および組織管理

1 会社の概要に関するお尋ねします。

(1) 設立時期 () 年

(2) 発展経緯および主要な経営活動

(3) 組織構造

(4) 役員数を教えてください（2018年調査時点）。

役員の別	定数および任期
理事	
監事	

(5) 出資方式

加入農家 _____ 戸、 総出資金額 _____ 万元

土地 _____ ム一。

(6) 栽培している種類、それぞれの面積（2018年調査時点）。

種類	面積（単位 ム一）

(7) 主要な業務

①農業生産資材の購入先 安全基準（農資材の安全性に関する証明書等）

農資材	購入先	安全性に関する基準、証明書等
種子（または苗木）		
肥料		
農薬		
その他		

②農産物の斡旋販売、農產物流通の流れ

③他の業務・サービス等

(8) 2017 年度の販売額（ ）万元、調査時点の
販売額（ ）万元。

2 経営実態についてお尋ねします。

(1) 土地の集積

場所	煙台市	威海市	他
集積方法	政府から () ムー 農家から () ムー	政府から () ムー 農家から () ムー	
地代	政府→ () 元/ム 一 農家→ () 元/ムー	政府→ () 元/ム 一 農家→ () 元/ムー	
借地期間	() 年	() 年	

借地期間の 延期	可（　　）年 否	可（　　）年 否	
補助金	あり（　　） 元/ムー なし	あり（　　） 元/ムー なし	

(2) 栽培歴 (2017) 作付けから収穫までの土地利用

作 目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月

(3) 土地の改良および保全

内容	
保全措置（土壤検査、灌漑等）	①土壤検査 ②灌漑管理
技術指導の有無、指導者および 内容	①指導者 ②内容

(4) 労働雇用

作業内容	雇用期間・ 労働時間・ 給料	人数	研修内容	健康状況の 管理

(5) 農業機械の利用

農業機械の種類	保有台数
トラクター	
農水ポンプ	
農用運搬車	
その他	

(6) 中間投入物

肥料	() kg / ム一
農薬	() kg / ム一
灌漑	年()回 () m ³ / ム一 時期()月

(7) 大学教育連携の有無

内容

(8) 利益分配

分配基準

(9) 消費者からのフィードバック

質問は以上です。ご協力ありがとうございました

資料 4

サクランボ会社の生産地村の実態に関するヒアリング調査シート

ID：(2018年8月　　日　　ヒアリング対象者：　村長（書記）

氏名：　　　　　　)

村の現状　村の名称（　　　　　　）

世帯数	総人口	農家数

現在の主な産業、教育：小学校・中学校・高校の有無、生活：商店・公共交通機関など

現在の農地利用状況

総耕地面積（ムー）		
利用実態	畑	樹園地
	面積	面積
	作目	作目

☆村の統計的なデータがあるならもう+地図（土地利用図）

村の歴史（特に農業に関して）

行政村 () 年

サクランボ生産開始年 () 年

サクランボ生産開始前までの歴史

サクランボ生産開始の経緯

どこから声掛けがあったのか？ サクランボを導入した理由 サクランボ向け農地の集積方法など

現在のサクランボ生産状況 面積・農地貸し出し農家数・worker 数+契約内容等 お金のフロー

サクランボ生産のメリット（所得増など）・デメリット（農地を手放す農家が増えたなど）

将来的な村の課題（若者の減少・高齢化など）どの様に解決するか？

企業的な農業経営（サクランボの様な）に対する考え方など

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料 5

農家対象ヒアリング調査（威海市）

ID	氏名	2018.8.
----	----	---------

続柄	年齢	性別	学歴	同居の有無	農業従事
本人					

現在の農業経営状況 農家の分類

- 1.自分の農地で農業をしている
- 2.農地を貸し出している（自身は農業をしていない）
- 3.農業従事者（自身の土地ではなく、workerとして農業に従事）
- 4.その他

--

自分が所有している 農地面積 () ムー

主な作目と面積

作目	面積	自家用 or 販売 (先)

農地貸し出し 1.している () ムー 2.していない

☆農地を貸している場合 貸し出し相手・地代・条件等 (作目)

農業経営史

農地貸し出しのきっかけ サクランボ農園になった経緯や理由など

これからの意向 農地を貸し続けたいなど

昨年度の収入（農業+農外、内訳）

サクラランボが無かったらどの様の農業経営を行っていたのか？

自身の子供や孫に農業を継承してほしいか？　どの様な職業について
欲しいか？など

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料 6

2020年8月25日－27日に大規模農業企業に向けて ヒアリング調査の追加項目

1 生産地について

(1) 村の数および名前

山東省烟台市	山東省威海市	四川省広元市

2 村委員会の行政組織図

(1) 行政組織図

(2) 選挙方法

(3) 土地利用の交渉

3 仲介農家は役立つ資格がありますか？

(1) 仲介農家は役立つ資格がありますか？

4 2010 年前後からの経営活動

年代	農地集積 について	農業生産	その他
2007 年	煙台市では、農地 1000 ムー集積 作目の内訳	クルミからイチジクへの転換	転換の契機
2015 年	面積は 1000 ムーに留まる	サクラランボの栽培開始	転換の契機

(1) 2007年－2015年に何を経営していますか？

5 サクランボの実と苗の流通経路

(1) 実

(2) 苗

6 有機農業

(1) 有機農業をやっていますか？

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。